

子ども・子育て会議（第62回）

令和4年10月4日（火） 14:00～16:00

於：オンライン開催

議 事 次 第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 子ども・子育て支援をめぐる課題について
 - (2) その他
3. 閉会

【配布資料】

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 資料1 | 令和5年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の状況について |
| 資料2 | 施設型給付費等に係る請求書の標準的な様式について（報告） |
| 資料3 | 令和4年4月1日時点の待機児童数について |
| 資料4 | 認定こども園に関する現況 |
| 資料5 | 認定こども園等におけるバス送迎に当たっての安全管理について |
| 参考資料1 | 子ども・子育て会議委員、専門委員名簿 |
| 参考資料2 | 認定こども園に関する状況について（令和4年4月1日現在） |
| 参考資料3 | 委員提出資料 |

令和5年度における 子ども・子育て支援新制度に関する 概算要求の状況について

内閣府子ども・子育て本部

子ども・子育て支援新制度に関する令和5年度概算要求の姿

(単位：億円)

区 分	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 概算要求額※ (B)	増▲減額 (C) ((B) - (A))	増▲減率 (C) / (A)
一 般 会 計	24,921	24,771	▲ 150	▲0.6%
年金・医療等の経費	24,249	24,130	▲ 120	▲0.5%
義務的経費	23	23	0	0.0%
その他の経費	648	618	▲ 30	▲4.7%
年金特別会計 子ども・子育て支援勘定	32,738	32,549	▲ 189	▲0.6%
児童手当	12,588	12,463	▲ 125	▲1.0%
子ども・子育て支援推進費	16,265	16,265	0	0.0%
地域子ども・子育て支援事業費	1,854	1,854	0	0.0%
仕事・子育て両立支援事業費	1,846	1,846	0	0.0%
その他の経費	185	121	▲ 64	▲34.7%

[計数は、それぞれ四捨五入になっているので、端数において合計と一致しないものがある。]

※ 消費税引上げとあわせ行う社会保障の充実（消費税引上げ以外の財源も含む）及び「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」については、消費税収、地方消費税収並びに重点化及び効率化の動向を踏まえ、予算編成過程で検討する。

また、事業主拠出金が充当される子ども・子育て支援推進費、地域子ども・子育て支援事業費、仕事・子育て両立支援事業費等については、経済団体と協議の上、予算編成過程で検討する。

「令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」
(令和4年7月29日閣議了解)の骨子

令和5年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(以下「基本方針 2022」という。)及び「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

1. 要求・要望

- 年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴ういわゆる自然増(5,600億円)を加算した範囲内で要求。ただし、増加額について、「新経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指すこととし、その結果を令和5年度予算に反映させる。
- 地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。
- 義務的経費については、前年度当初予算の額の範囲内で要求。義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可。広島サミットの開催に必要な経費等の増減については加減算。
- その他の経費については、前年度当初予算額の100分の90(「要望基礎額」)の範囲内で要求。
- 新しい資本主義の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GXへの投資及びDXへの投資への予算の重点化を進めるとともに、エネルギーや食料を含めた経済安全保障を徹底し新しい資本主義実現の基礎的条件である国家の安全保障を確保する等のため、「基本方針 2022」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)等を踏まえた重要な政策について、「重要政策推進枠」を設ける。
各省大臣は、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額及び義務的経費が前年度当初予算の額を下回る場合にあっては、当該差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望。

2. 要求期限

- 要求・要望に当たっては、8月末日の期限を厳守。

3. 予算編成過程における検討事項

- 要求・要望について、施策の安定性・継続性にも留意しつつ、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより真に必要なニーズにこたえるため精査を行う。その上で、新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策等を含めた重要政策(上記の人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GXへの投資及びDXへの投資並びにエネルギーや食料を含めた経済安全保障の徹底や為替変動への適切な対応を含む)については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行うこととし、予算編成過程において検討を加え、「基本方針 2022」で示された方針を踏まえ措置。
- 新たな「中期防衛力整備計画」に係る経費については、「基本方針 2022」で示された方針を踏まえ、予算編成過程において検討。
- 少子化対策・こども政策に係る経費については、「基本方針 2022」で示された方針を踏まえ、予算編成過程において検討。
- GXへの投資に係る経費については、「基本方針 2022」で示された方針を踏まえ、予算編成過程において検討。

令和5年度概算要求の主要施策（子ども・子育て関係）

子ども・子育て支援新制度の推進（一部社会保障の充実）

【令和4年度予算額】

【令和5年度概算要求額】

3兆2,553億円 → 3兆2,428億円+事項要求（年金特別会計）

子ども・子育て支援新制度の推進による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実） 1兆7,163億円（1兆7,163億円）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

① 子どものための教育・保育給付等 1兆6,265億円+事項要求（1兆6,265億円）

○ 子どものための教育・保育給付交付金 1兆4,918億円+事項要求（1兆4,918億円）

- ・施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

○ 子どものための教育・保育給付費補助金 69億円+事項要求（69億円）

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

○ 子育てのための施設等利用給付交付金 1,277億円+事項要求（1,277億円）

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どものための教育・保育給付の対象とならない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した際に要する費用を支給する。

② 地域子ども・子育て支援事業

1, 854億円+事項要求(1, 854億円)

○ 子ども・子育て支援交付金

1, 748億円+事項要求(1, 748億円)

市区町村が地域の实情に応じて実施する事業を支援する。

- ・利用者支援事業
 - ・延長保育事業
 - ・放課後児童健全育成事業
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・一時預かり事業
 - ・病児保育事業
 - ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 等

○ 子ども・子育て支援施設整備交付金

106億円(106億円)

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

【主な事項要求】

◇社会保障の充実

令和5年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する(消費税引上げ以外の財源も含む)。

◇新しい経済政策パッケージ等の実施

- ・幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までのこども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもについての幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等の費用の無償化について引き続き実施する。

- ・保育士の処遇改善

◆企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

1, 846億円※(1, 846億円)

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

※事業の進捗状況等を踏まえながら、予算編成過程で検討。

① 企業主導型保育事業

1, 838億円(1, 838億円)

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

6.3億円(6.3億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

③中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

2.0億円(2.0億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

◆児童手当の支給

1兆2,463億円(1兆2,588億円)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

参考資料

令和5年度予算概算要求のポイント (こども家庭庁)

令和5年度 こども家庭庁関連予算概算要求の全体像

(単位：億円)

区 分	令和5年度 概算要求額	【参考】 令和4年度予算額 (移管予定分)
一 般 会 計	14,961	14,133
うち社会保障関係費	14,778	14,018
年金特別会計 (子ども・子育て勘定)	32,549	32,738
合 計	47,510	46,871

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と合致しないものがある。なお、上記の計数のほか、事項要求については、予算編成過程において検討する。

(注) 一般会計の金額は、年金特別会計に繰り入れる額を除いたもの。

予算編成過程で検討事項

- 「基本方針2022」の第2章2(2)「包摂社会の実現(少子化対策・こども政策)」で示された方針を踏まえた対応については、予算編成過程において検討する。
- 消費税率引上げに伴う社会保障の充実等については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第28条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入並びに社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向を踏まえ、予算編成過程で検討。
- 「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程で検討。
- 消費税引き上げにより確保される0.7兆円以外の0.3兆円超については、財源と合わせて、予算編成過程で検討。
- 新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策等を含めた重要政策のうち事項要求のものについては、今後の感染、原油価格・物価高騰等の状況を踏まえ、予算編成過程で検討。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」を踏まえ、予算編成過程で検討。

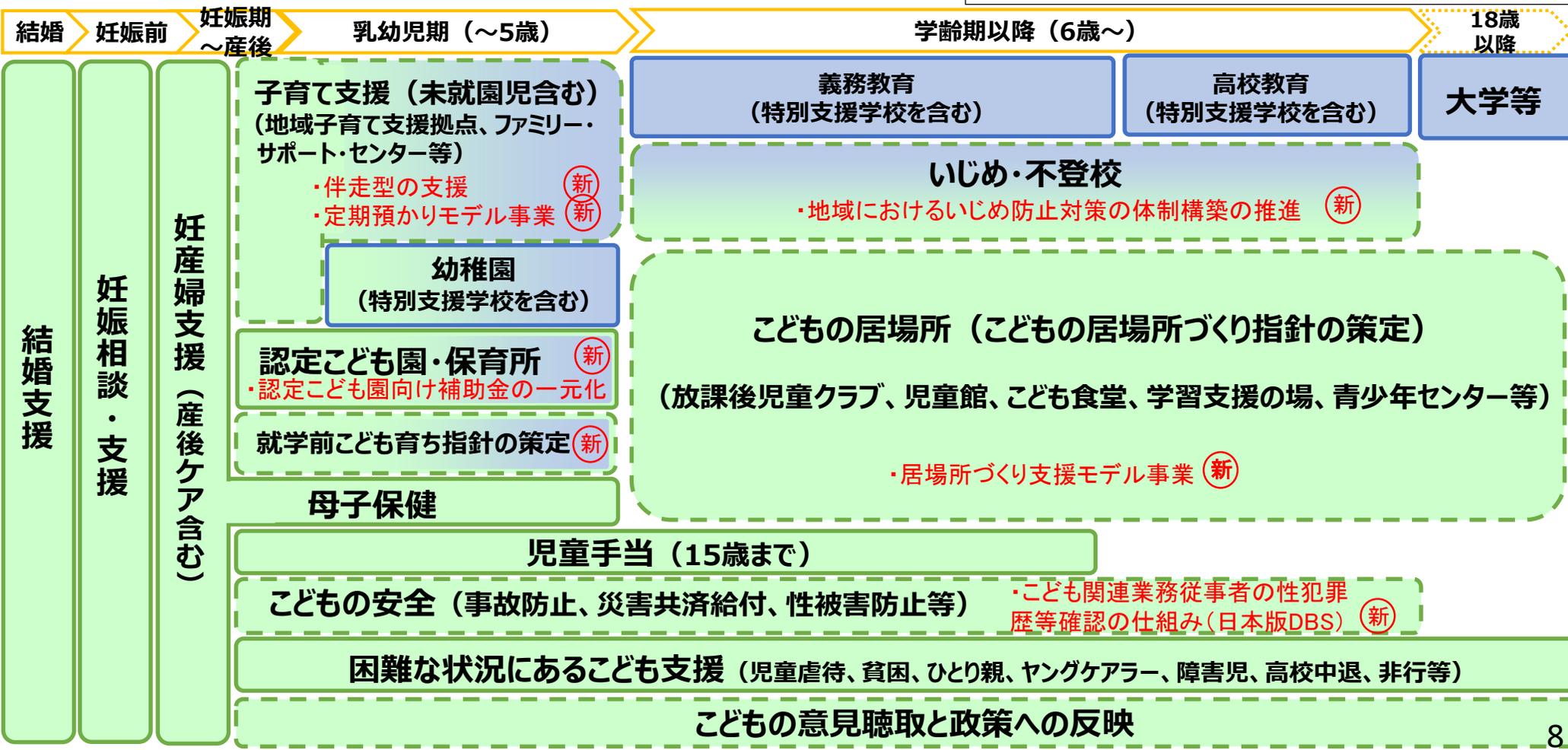
こども家庭庁関連予算の基本姿勢

こども家庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。

1. こども政策は国への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源を確実に確保する。
2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

〇年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ

・ [] は、こども家庭庁準備室として新たに取り組むもの
 ・ 赤字は主な新規事業



令和5年度 ども家庭庁関連予算概算要求のポイント

は、令和3年度補正予算

こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、ども基本法の着実な施行（※）

- ども大綱の策定・推進
- ども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発
- こどもの意見聴取と政策への反映
- ども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実

全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 総合的な子育て支援 3兆3,557億円+事項要求
 - ▶子ども・子育て支援新制度の推進
 - ▶保育の受け皿整備・保育人材の確保等
保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施 等
 - ▶認定ども園向け補助金の一元化
 - ▶就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等（※）

・ 保育士・幼稚園教諭等に対する収入を3%程度(月額9,000円)引き上げ 926億円

- こどもの居場所づくり支援 1,099億円の内数+事項要求
 - ▶「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備
 - ▶NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施（※）
 - ▶「こども食堂」に対する支援

・ 改正児童福祉法の施行を見据えた新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援（家庭や学校に居場所のないこどもの居場所支援の推進） 602億円(安心ども基金)

- こどもの安全・安心 23億円
 - ▶ども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討（※）
 - ▶災害共済給付制度への加入促進のための機能強化
 - ▶予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）のモデル事業の実施、他の検証事業を踏まえたこどもの安全確保の推進

結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 地域の実情や課題に応じた少子化対策 60億円
 - ▶地域少子化対策重点推進交付金
- 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信 3億円
 - ▶少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等
- 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援 171億円
 - ▶低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援、遠方での妊婦健診や産後ケアの支援等
 - ▶母子保健事業のオンライン化・デジタル化、性や妊娠に関する正しい知識の普及や相談支援の推進 等
- 高等教育の無償化 5,196億円+事項要求
 - ▶高等教育の修学支援新制度の実施

成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進 1,741億円
 - ▶児童相談所の職員の採用活動への支援の強化、若手職員を指導するOB・OG職員の配置促進等による児童相談所の体制強化の推進
 - ▶包括的な里親支援を行う機関への支援の強化、児童養護施設退所者等への支援の年齢要件の緩和等による社会的養育の充実 等
 - ▶未就園児等のいる家庭を支援につなぐ伴走型の支援の実施

・ 改正児童福祉法の施行を見据えた新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援 602億円(安心ども基金)

- ひとり親家庭等の自立支援の推進 1,806億円
 - ▶必要な支援につなぐ伴走型の支援の強化、職業訓練に係る給付金の対象資格拡充等の措置の継続等によるひとり親家庭の自立支援の推進 等
- 障害児支援体制の強化 4,721億円
 - ▶児童発達支援センターの機能強化等による地域の障害児支援体制の強化 等
- 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進（※）
 - ▶社会全体でのいじめ防止対策を推進するため、文部科学省と連携しつつ、学校外からのアプローチによるいじめの防止対策に取り組む。
- ヤングケアラーなどの困難な状況にあるども・家庭に対する支援 307億円の内数
 - ▶ヤングケアラーの実態調査や関係機関職員の研修等に対する支援の強化、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化 等
 - ▶こどもの貧困対策の推進
 - ▶地域におけるども・若者支援のための体制整備、人材育成
- 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのどもデータ連携の推進（※）

◇「基本方針2022」の第2章2（2）「包摂社会の実現（少子化対策・ども政策）」で示された方針を踏まえた対応については、予算編成過程において検討する。

（※）要求額に記載がない事項については、ども家庭庁創設に伴い新たに推進するども政策等であり、事項要求。

参考資料

令和5年度予算概算要求の概要 (こども家庭庁)

令和5年度予算概算要求の概要

<主要事項>

第1 こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行

- 1 こども大綱の策定・推進
- 2 こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発
- 3 こどもの意見聴取と政策への反映
- 4 こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実

第2 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 1 地域の実情や課題に応じた少子化対策
- 2 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信
- 3 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援
- 4 高等教育の無償化

第3 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 1 総合的な子育て支援
- 2 こどもの居場所づくり支援
- 3 こどもの安全・安心

第4 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 1 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進
- 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 3 障害児支援体制の強化
- 4 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進
- 5 ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援
- 6 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなぐためのこどもデータ連携の推進

令和5年4月1日に施行されるこども基本法（令和4年法律第77号）においては、こども施策を総合的に推進するためのこども大綱の策定、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨や内容についての周知、国や地方自治体がこども施策の策定等を行うに当たってのこども等の意見反映に関する規定が設けられた。

こども基本法を着実に施行・推進することにより、強い司令塔機能を発揮するとともに、常にこどもの視点に立った施策の企画立案・実施に取り組む。

（※）については、こども家庭庁創設に伴い新たに推進するこども政策等であり、事項要求

1 こども大綱の策定・推進【新規】（※）

- こども基本法に基づき、こども政策推進会議（議長：内閣総理大臣）の下で、こども・若者や子育て当事者等からの意見を踏まえて、こども施策を総合的に推進するためのこども大綱を策定し、その推進を図る。また、地方自治体のこども計画の策定を支援する。

2 こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発【新規】（※）

- こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容について、広く社会に周知するとともに、こどもに対して内容を分かりやすく伝える取組を行う。

3 こどもの意見聴取と政策への反映【新規】（※）

- こども基本法において、国がこども施策の策定等に当たり、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる旨の規定が置かれたことを踏まえ、各府省庁やこども家庭庁が施策を進めるに当たってのこども・若者から意見を聴くための仕組みを設ける。また、地方自治体の取組を支援する。

4 こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実【新規】（※）

- こども政策に関するデータ・統計とEBPM（証拠に基づく政策立案）の在り方に関する研究会を設置し、検討を行う。

少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、我が国の社会経済に多大な影響を及ぼす有事というべき課題である。個々人が結婚やこどもについての希望を実現できる社会をつくるため、総合的な少子化対策を推進する方策として、地方自治体が行き届く結婚支援、結婚・子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組を支援するとともに、国民全体への情報発信により社会的機運の醸成に取り組む。

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法及び母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

1 地域の実情や課題に応じた少子化対策

(令和5年度概算要求額)

60億円

(1) 地域少子化対策重点推進交付金【一部推進枠】

- ・結婚、子育てに関する地方自治体の取組（「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）への支援を充実させるとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するため、結婚新生活支援事業の充実を図る。

2 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信

(令和5年度概算要求額)

2.5億円

(1) 少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等【推進枠】

- ・我が国の少子化の状況や少子化の進行が我が国の社会経済にもたらす影響について国民全体で危機感を共有するとともに、結婚を希望する人を支え、子育て世帯を優しく包み込む社会的機運を醸成するため、効果的な媒体を使った国民各層への情報発信を行う。

3 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援

(令和5年度概算要求額)

171億円

(1) プレコンセプションケアを含む性や妊娠に関する正しい知識の普及や性と健康の相談支援

- ・都道府県等における不妊や妊娠・出産を含む性と健康に関する相談支援や正しい知識の普及啓発等を支援する。

(2) 若年妊婦等への相談等支援【一部推進枠】

- ・若年妊婦等へのアウトリーチやSNS等を活用した相談支援体制を推進するとともに、産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）の充実を図る。

(3) 死産・流産等を経験された方や不妊症・不育症に対する相談支援等

- ・医療機関や、相談支援等を行う地方自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催、当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援等を実施する。

(4) 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の整備の推進

- ・産前・産後サポート事業、産後ケア事業における実施場所の修繕の対象施設について、「自己所有物件」だけではなく「賃借物件」まで拡大し、より身近な場で妊産婦等を支える体制を整える。

(5) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援【新規】 【推進枠】

- ・市町村における低所得の妊婦の支援ニーズの把握と初回の産科受診料の助成を支援する。

(6) 母子保健対策の強化【一部推進枠】

- ・新たに、遠方で妊婦健康診査や産後ケアを受ける際の交通費支援や、母子保健事業のオンライン化やデジタル化等の導入支援、成育医療等に関する計画の策定等に係る都道府県による広域支援の推進等を実施する。

(7) 低出生体重児等多様性に配慮した分かりやすい母子保健情報の充実【新規】

- ・「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」を踏まえ、母子保健に関する情報をわかりやすく提供するためのコンテンツを作成し、様々なニーズを捉えた情報発信の充実を図る。

4 高等教育の無償化

(令和5年度概算要求額)

5,196億円+事項要求

(1) 高等教育の修学支援新制度の実施

- ・大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施する。

令和5年度概算要求額：3兆3,604億円+事項要求

子ども・子育て支援新制度の推進による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化の実施により、こどもを産み育てやすい環境を整備する。

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保などについて、意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備を推進する。さらに、こどもの安全で安心な生活環境の整備のため、こどもを事故から守る取組を推進するとともに、万一事故が発生してしまった場合の公的保障制度の充実を図るほか、予防のためのこどもの死亡検証体制の整備に取り組む。

1 総合的な子育て支援

(※)については、こども家庭庁創設に伴い新たに推進するこども政策等であり、事項要求

(令和5年度概算要求額)

3兆3,557億円+事項要求

(1) 子ども・子育て支援新制度の推進(年金特別会計に計上)【一部社会保障の充実】

① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべてのこども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

ア 子どものための教育・保育給付等

施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)、
地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)、
子育てのための施設等利用給付 等

イ 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)等、市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

【主な事項要求】

◇社会保障の充実

令和5年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する(消費税引上げ以外の財源も含む)。

◇新しい経済政策パッケージ等の実施

・幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までのこども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもについての幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等の費用の無償化について引き続き実施する。

・保育士の処遇改善

② 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

ウ 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

③ 児童手当の支給

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(2) 保育の受け皿整備・保育人材の確保等【一部新規】 【一部推進枠】

- ・保育の受け皿整備
「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある地方自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育所等の整備を推進する。
- ・保育人材確保のための総合的な対策
修学資金貸付について、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域にも適用を拡大する。
また、保育士養成施設を卒業する学生の地元の保育所等への就職内定の割合に応じて、当該養成施設における就職促進の取組に必要な経費を支援する。
この他、園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止のため、園外活動時の見守りを含む周辺業務を行う者（保育支援者）の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業を追加する。
- ・多様な保育の充実
保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施するとともに、外国籍のこどもを受け入れるための加配職員の補助要件の緩和を行う。
- ・認可外保育施設の質の確保・向上
認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
また、認可保育所への移行を目指す認可外保育施設等に対し、認可外保育施設指導監督基準の適合に必要な改修費や移転費等を支援するほか、ベビーシッターの研修機会を増加させることにより、更なる質の向上を図る。

(3) 認定こども園向け補助金の一元化【一部再掲】 【一部推進枠】

- ・「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」（令和3年12月閣議決定）に基づき、認定こども園に対する施設整備費の一元化等を行い、事務の輻輳や縦割りの問題の改善を図る。

(4) 就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等【新規】（※）

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、政府内の取組を主導する指針（就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称））を新たに策定するとともに、これに基づき取組を強力に推進していくため、全ての施設、家庭へ普及していく積極的な広報を行う。

2 こどもの居場所づくり支援

(令和5年度概算要求額)
1,099億円の内数+事項要求

(1) 放課後児童クラブの受け皿整備【一部事項要求】

- ・「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに計約30万人分の受け皿の整備を図る。

(2) 児童館における子育て支援等の取組の推進【一部新規】

- ・「児童館における健全育成活動等開発事業」について、児童館における障害児の受け入れを推進するための取組や改正児童福祉法の施行に向けた取組に関するテーマを新たに追加する。

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施【新規】(※)

- ・全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態(Well-being)で成長することができるよう、NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を創設する。

(※)このほか、令和4年の児童福祉法等改正法の施行(令和6年度)に向けて、引き続き、令和3年度補正予算(安心こども基金)に計上した、養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のないこどもの居場所支援を行う事業を活用した取組を推進する。

(4) 「こども食堂」に対する支援

- ・「こども食堂」などこどもの居場所づくりを行うNPO等を支援する地方公共団体に対する財政支援を引き続き推進する(後述「第4『5(2)』」関連)

3 こどもの安全・安心

(令和5年度概算要求額)
23億円

(1) こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の導入に向けた検討【新規】(※)

- ・教育・保育施設等やこどもが活動する場(放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など)等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組みの導入に向けた検討のため、情報システム、海外の類似制度等に関する各調査研究等を行う。

(2) 災害共済給付制度への加入促進のための機能強化【新規】

- ・ こどもの事故等に対応する災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）制度について、平成27年度から段階的に対象を拡大した保育施設等の加入率の向上のため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの機能強化により、未加入の設置者に対する加入促進を図る。

(3) 予防のためのこどもの死亡検証体制整備

- ・ こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的に、モデル事業として試行的に実施し、他の検証事業を踏まえ、こどもの安全確保を推進する。

児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、虐待を受けた子ども等への支援に関する取組を進めるため、児童相談所や市区町村の体制強化、里親への支援の充実や児童養護施設等の機能強化など、児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進を図る。また、社会全体でのいじめ防止対策を推進するため、文部科学省と連携しつつ、学校外からのアプローチによるいじめの防止対策に取り組む。

(※)については、こども家庭庁創設に伴い新たに推進するこども政策等であり、事項要求

1 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

(令和5年度概算要求額)

1,741億円

(1) 児童虐待防止対策の推進【一部新規】【一部推進枠】

- ・児童相談所の児童福祉司等の採用活動に係る支援について、中途採用を促進するため、転職サイトへの登録費用を支援するとともに、若手職員を指導するOB・OG職員をフルタイムでの配置を図ること等により、児童相談所の体制強化を図る。
 - ・児童相談所の設置準備に伴う職員の配置支援を拡充し、既に児童相談所を設置している地方自治体が増設を行う場合の支援を行う。
 - ・令和4年の児童福祉法等改正法による親子再統合支援事業の創設を踏まえ、保護者指導等に関する事業を拡充し、親子関係の再構築を実施する民間団体の育成の支援を行う。
 - ・こども権利擁護に係るモデル事業について、都道府県、指定都市、児童相談所設置市となっている補助対象の地方自治体を、市町村まで拡大する。
 - ・未就園児等の家庭への訪問支援等を行う事業を拡充し、各種申請手続きのサポートなど、「伴走支援」を行う場合の支援を行う。
- (*) このほか、令和4年の児童福祉法等改正法の施行(令和6年度)に向けて、引き続き、令和3年度補正予算(安心こども基金)に計上した母子保健・児童福祉一体的相談支援機関の設置に要する経費の補助を行う事業を活用した取組を推進する。

(2) 社会的養育の充実【一部新規】【一部推進枠】【一部事項要求】

- ・里親の開拓や研修、こどもと里親のマッチング等の里親支援に包括的に取り組もうとするフォスタリング機関を支援する。
- ・フォスタリング機関の担い手を確保するため、フォスタリング機関職員や職員候補者等に対する研修や、関係機関が参加する全国フォーラムを開催する事業を創設する。
- ・児童養護施設退所者等への自立支援について、対象者の年齢の要件を緩和し、22歳の年度末の以降の支援についても補助対象に追加する。
- ・定期的に医療機関を受診している児童養護施設退所者等への自立支援資金の貸付について充実を図る。
- ・児童養護施設等の高機能化・多機能化に関して先駆的な事例を支援し、全国の地方自治体等に横展開するモデル事業を創設する。
- ・児童養護施設等に入所する障害児等への支援や、入所前の受入に係る業務を行う職員配置について、充実を図る。

(*) このほか、令和4年の児童福祉法等改正法の施行（令和6年度）に向けて、引き続き、令和3年度補正予算（安心こども基金）に計上した訪問による家事支援、親子関係形成支援、支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援等に関する事業を活用した取組を推進する。

(3) 児童福祉施設等の着実な整備

- ・児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づく施設整備を推進し、次世代支援対策の充実を図る。

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(令和5年度概算要求額)
1, 806億円

(1) ひとり親家庭等の自立支援の推進 【一部新規】【一部推進枠】

- ・ひとり親家庭の相談支援体制の整備について、同行支援や継続的な見守り支援等の伴走型支援を行うための体制づくりに必要な支援を行う。
- ・資格取得に向けた訓練受講中のひとり親に対し、生活費を支援する高等職業訓練促進給付金について、令和4年度末までとしている対象資格の拡大及び訓練期間の緩和措置を継続する。
- ・自立支援プログラム策定事業及び就業・自立支援センター事業について、離婚前の者（離婚を検討する者）を対象とし、離婚前から離婚後を見据えた就業支援に取り組む。
- ・就業・自立支援センター等に「民間企業連携強化支援員」を配置し、民間企業に対し、ひとり親を雇用した際に受けられる助成金の説明会や、助成金申請手続の補助などを行うことで、ひとり親雇用への理解を深め、民間企業と連携した出口を見据えた効果的な就業支援に取り組むことを目的とした事業を創設する。
- ・国において、地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用理解のある企業等の情報、ひとり親家庭等が活用できる支援施策、地方自治体における取組状況等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境整備を行う。
- ・養育費等相談支援センターにおける養育費相談に関して、法律的論点の整理を行い、スムーズに弁護士への相談につなげることができるよう、体制を整備する。

3 障害児支援体制の強化

(令和5年度概算要求額)
4, 721億円

(1) 良質な障害児支援の確保

- ・障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。

(2) 地域における障害児支援体制の強化

- ・令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行（令和6年4月）に向け、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のインクルージョンの推進のための取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。

(3) 医療的ケア児等への支援の充実

- ・医療的ケア児等への支援の充実を図るため、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援等を総合的に実施する。

4 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進【新規】（※）

- ・地方自治体レベルでのいじめ防止対策の推進として、学校外からのアプローチの開発・実証（地域の相談体制整備やいじめ解決の仕組みづくり）や、国において、いじめ調査アドバイザーの任命・活用（重大事態調査を立ち上げる首長部局への助言等）等を行う。

5 ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援

（令和5年度概算要求額）
307億円の内数

(1) ヤングケアラーへの支援【一部新規】【一部推進枠】

- ・ヤングケアラーの実態調査や、福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する事業について支援の充実を図る。
- ・ヤングケアラーの支援体制を構築するため、コーディネーターの配置支援や、ピアサポートを行う団体の支援、オンラインサロンの運営支援等を行う事業について支援の充実を図るとともに、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣を支援するため、事業を拡充する。
- ・ヤングケアラーに関して学校等が把握した情報の件数集計や、シームレスなフォローアップ体制を整備する市町村を支援する。

(2) こどもの貧困対策の推進【一部推進枠】

- ・官公民連携プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」の推進、地方における取組支援のための研修、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業（地域子供の未来応援交付金）など、こどもの貧困対策を推進する。

(3) 地域におけるこども・若者支援のための体制整備、人材育成

- ・地域において子ども・若者支援地域協議会等の設置を促進するための取組強化方策としての地方キャラバンや全国サミットを実施するとともに、要保護児童対策地域協議会との有機的な連携が図られるよう促す。
- ・ひきこもりや不登校など、困難を有するこども・若者の支援者を養成するための、相談業務やアウトリーチ（訪問支援）に関する研修を実施し、支援者の資質向上及び全国レベルでの共助関係の構築を図る。

6 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進【新規】（※）

- ・潜在的に支援が必要なこどもを早期に発見し、アウトリーチ支援につなげるための情報・データ連携について、デジタル庁や内閣府における検討の成果や課題を引き継ぎ、データ連携を進める際のガイドラインの策定や個人情報の適正な取り扱い等について検討を行う。また、全国への横展開を見据え、地方自治体における実証事業を実施する。

参考資料

令和5年度予算概算要求の概要 (文部科学省)

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、「**幼保小の架け橋プログラム**」の実施、**質を支える体制整備の支援**により、**全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障**する「**幼児教育スタートプラン**」を実現する。

1 「幼保小の架け橋プログラム」の実施

7億円（5億円）

幼保小接続期の教育の質的向上に向け、**全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**について、**モデル地域における開発・実践とその成果の検証等を実施する調査研究**や、幼児教育の研究拠点の充実強化に資するよう、**研究機関による幼児教育の質保障に係る調査研究**を実施

■ 幼保小の架け橋プログラム事業	3.8億円（1.8億円）
■ 幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化学業	0.5億円（0.5億円）
■ 幼児教育の理解・発展推進事業	0.3億円（0.3億円）
■ 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業	1.3億円（1.3億円）
■ 幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究	0.6億円（0.6億円） 等

2 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

4億円（3億円）

地域全体の**幼児教育の質の向上を図る**ため、**幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携**等により、地域の課題に的確に対応する自治体の**幼児教育推進体制の活用支援を強化**

■ 幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化学業	4億円（3億円）
--------------------------------	----------

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備

47億円（17億円）

ICT環境整備や**感染症対策、施設の耐震化**等、**幼児教育の質を支える教育環境整備を支援**

■ 教育支援体制整備事業費交付金	26億円 + 事項要求（13億円）
■ 私立幼稚園施設整備費補助金	21億円 + 事項要求（5億円）

※ **認定こども園施設整備交付金、私立幼稚園施設整備費補助金**のうち**幼稚園型認定こども園**に対する支援は**こども家庭庁に移管予定**

背景・課題

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で**学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**について、全国的な取組の充実と併せて、実施モデル地域において具体的に開発し実践を行い、その成果の検証等を実施する調査研究を行う。また、幼児教育の研究拠点の充実強化に資するよう、**研究機関による幼児教育の質保障に係る調査研究**を実施

事業内容

①モデル地域における検証等を通じた「幼保小の架け橋プログラム」の開発・改善

「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」を手掛かりに、一人一人の多様性に配慮した上で全ての幼児に**学びや生活の基盤を育む『幼保小の架け橋プログラム』**の開発・実践を進める。

モデル地域

※重点的に取り組む幼保小を指定

- ・中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における議論の成果を踏まえ、接続期のカリキュラムの開発及び取組の評価
- ・接続期のカリキュラムの実施に必要な教材や研修等を開発・実施
- ・園や小学校におけるカリキュラム、指導計画や保育の計画の作成・実施

↑ 実態調査等

モデル地域の成果検証

※研究機関による客観的な成果検証

接続期のカリキュラム等に関する改善事項を整理し、全国展開に向けた提言を行う

(※) 成果普及の在り方に関する調査研究を併せて行う。

カリキュラム
の
接続期
の

幼児教育の
質
の
データ

②幼児教育の質保障に関する調査研究

教育の質に関するデータに基づき、幼児教育の質の保障を図る必要がある。そのため、**大学等の研究機関のネットワークを強化し、次のような調査研究を一体的に行う。**

- ・幼児期の環境や体験、学びが、その後の非認知能力や認知能力等に与える影響に関する**大規模実態調査**
- ・海外での研究動向も踏まえた**質保障の在り方**に関する調査研究

委託先

- ① 都道府県、市町村
- ② 大学、研究機関等

委託
対象経費

調査研究に必要な経費
(人件費、委員旅費、謝金等)

箇所数
単価、期間

- ① 都道府県 1,400万円 市町村 1,000万円【継続のみ】
(※)については、研究機関等1,700万円(1団体)
- ② 7,500万円(1団体)

背景・課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児教育施設の有する機能を家庭や地域に提供することにより、未就園児も含め、幼児期にふさわしい学びを深めていくことが重要である。そして、幼児教育施設入園後には、幼児教育が今直面している課題に関する指導方法等の充実を図ることにより、幼児が園での活動を通して学びを深めていくことが重要である。

事業内容

子育ての支援や家庭等との連携強化に関する調査研究

都市化、核家族化、少子化、情報化などの社会状況が変化する中で、例えば、家庭や地域社会で幼児が育つ場の不足などの課題が指摘されていることから、未就園児も含め、**幼児教育施設の機能を家庭や地域に提供し、幼児の学びを強化**していくことが求められている。また、「社会に開かれた教育課程」を実現していくためには、**遊びを通した総合的な指導を行う幼児教育の重要性等について、家庭や地域と認識を共有し、意識を高めていくことが必要**である。

こうした要請に応え、子育ての支援や家庭等との連携を強化していくことができるよう、調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・幼児教育施設の機能を生かした子育ての支援の在り方
- ・子育ての支援としての3歳未満児の預かり保育に関する実態調査
- ・家庭や地域における幼児教育の質に関する認識についての実態調査

教育課題に関する調査研究

幼児教育の質の向上や今後の教育課程の基準の改善等に向けた資料・データ収集のため、幼児教育に関する様々な課題について調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・障害のある幼児や外国人幼児などに対する支援の在り方
- ・ICT機器を活用した幼児教育の実践等
- ・幼児教育関係者を対象とした研修の在り方

対象校種

幼稚園、保育所、認定こども園

委託先

研究機関、大学、都道府県、市町村、幼児教育関係団体 等

箇所数
単価
期間

子育ての支援や家庭等との連携強化
3団体、910万円/箇所、1年
教育課題
8箇所、260万円/箇所、1年

委託
対象経費

調査研究に必要な経費
(人件費、委員旅費、謝金等)

背景・課題

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の整合性が図られており、これらの正しい理解の下、**幼児教育施設が一体となって、幼児に対して適切な指導が行われることが求められている。**

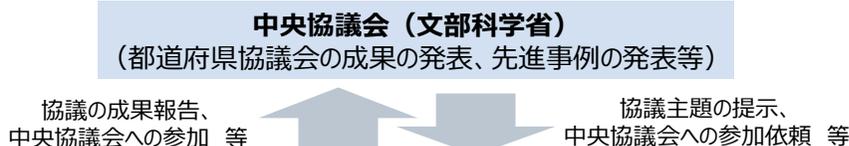
幼児教育施設を取り巻く現状を踏まえ、研究協議会の開催や指導資料等の作成を行い、**先進的な実践や幼保小の架け橋プログラム等の理解を深める。**

事業内容

幼児教育の理解・発展推進事業

各都道府県において、設置者（国公私）や施設類型（幼稚園、保育所、認定こども園）を問わず、自治体の幼児教育担当者や幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象として、幼保小の架け橋プログラムなど、**幼児教育に関する専門的な研究協議等を行う都道府県協議会を開催する。**

また、都道府県協議会における成果を**中央協議会において発表・共有**することで、さらなる幼児教育の振興・充実を図る。



都道府県協議会（教育委員会）

1. 幼稚園、保育所、認定こども園を対象とした幼稚園教育要領等に関すること
2. 幼保小の架け橋プログラムに関すること

国公立幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校の教職員の参加

幼児教育実施のための指導資料の作成

幼稚園教育要領等に基づく活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料等を作成する。

対象校種	幼稚園、保育所、認定こども園
------	----------------

箇所数	47箇所
単価	50万円/箇所
期間	1年

支出先	都道府県 ※幼児教育実施のための指導資料の作成は本省執行
-----	---------------------------------

対象経費	都道府県協議会に必要な経費 (諸謝金、委員等旅費、教職員研修費)
------	-------------------------------------

大学等を通じたキャリア形成支援による 幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

1.3億円
1.3億円

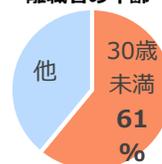


文部科学省

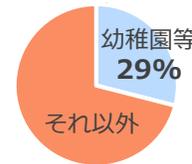
背景・課題

- **幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上の根幹を成す幼稚園教諭等の人材**については、養成校生の多くが他業種へ就職する、平均勤続年数が少ない、離職者の再就職が少ないなど、**人材の需要の高止まりに供給が追い付いていない**。
- このため、より多くの人材が幼児教育の道を志し、継続的に働き続けられる職場環境の中で体系的に資質能力を向上させていけるよう、また、幼稚園教諭免許保有者が円滑に復職できるよう、**総合的なキャリア形成支援の取組を実施する必要がある**。

R1年度 幼稚園教諭
離職者の年齢



R2年度幼稚園教諭
免許取得学生の就職



※就職人数/免許取得件数

有効求人倍率の推移（年平均）

	H29	R3
全職種	1.35	1.03
幼稚園教諭	1.66	2.42
保育士	2.47	2.50

事業内容

地域の幼児教育を担う人材を輩出する大学等が拠点となり、**養成校入学前からの幼児教育の現場の魅力発信、学生・卒業生のキャリア形成支援や、離職者が現場に復帰するための支援等**を行う。また、各地域の事例を総合的に分析し、人材確保・定着に係る課題解決に向けた取組として必要な条件等を明らかにすることで、**幼児教育の「職」の魅力の向上**、ひいては人材確保の好循環を生み出すモデルの全国的な普及展開を目指す。

中高生 幼児教育の現場の魅力発信及び職業イメージの形成

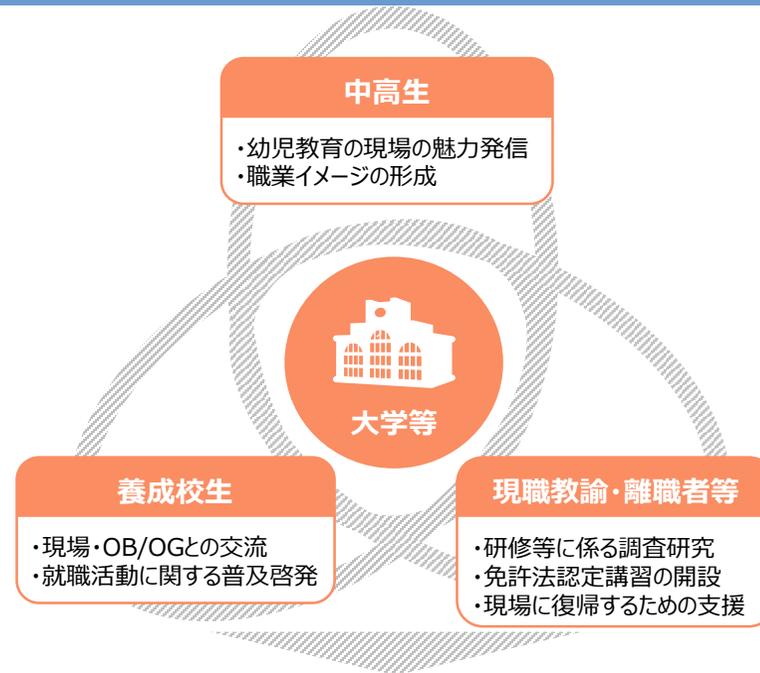
- ・ 幼児教育の現場体験、座談会等を通じた職業イメージの形成
- ・ アカデミックな知見を活用した講演等を通じた幼児教育の重要性及び魅力の発信

養成校生 保育者としてのキャリア観の形成支援及び就職に関する不安感の解消

- ・ ロールモデルを見つけ、なりたい保育者像を形成するための現場・OB/OGとの交流
- ・ ミスマッチ等を防ぐための適切な職業紹介事業の活用方法等に係る普及啓発

現職教諭・離職者等 現職教諭のキャリア形成及び復職に向けた支援

- ・ 体系的な現職研修の機会の確保や教育に集中できる環境整備に関する調査研究
- ・ 大学・教育委員会による免許法認定講習の開設等
- ・ 幼児教育の現場を離れた人が円滑に復帰するための研修の機会の提供



「職」の魅力向上と人材確保の好循環を実現

事業
規模

1,000万円 9団体（1団体が8大学等の事業を総括することを想定）
200万円 16団体（免許法認定講習の開設等）

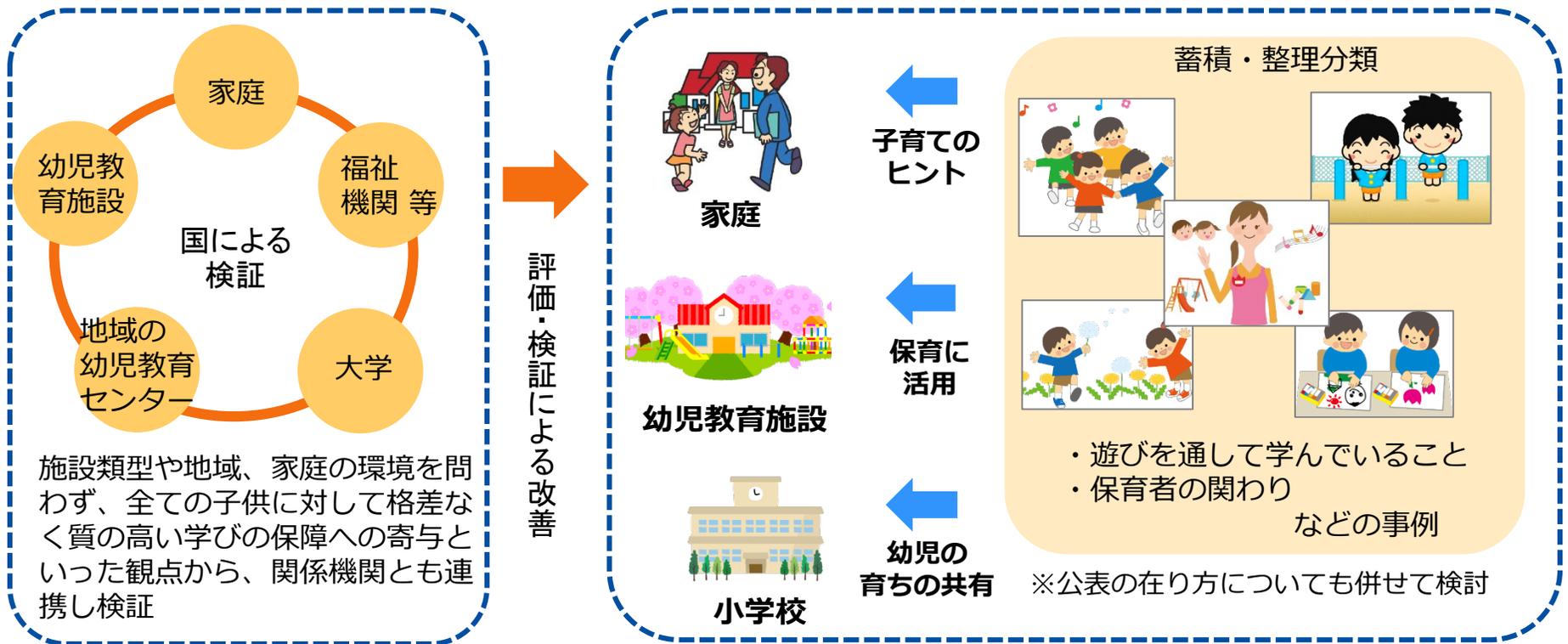
委託先

法人団体、大学等（自治体等含む）

背景・課題

幼児の多様性に配慮し、幼児の学びや発達を促すような保育の充実を図るとともに、**幼児教育の成果が小学校教育につながる仕組みの構築**が求められている。このため、幼児教育施設における**幼児教育の好事例（データ）**等を収集・蓄積して活用するとともに、**小学校や家庭とも共有**する。

事業内容



対象校種 幼稚園、保育所、認定こども園

委託先 研究機関 等

箇所数 事例（データ）収集 5,000万円、1箇所、1年
期間 データ公表の在り方 300万、1箇所、1年

背景・課題

- 質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」の開始、幼児教育・保育の無償化の実施に加えて、令和2年9月のG20教育大臣会合において質の高い幼児教育へのアクセスの重要性が宣言されるなど、**国内外で幼児教育の質に対する関心が高まっている**ところ。
- このため、OECDが実施する国際幼児教育・保育従事者調査等に参加し、質の高い幼児教育を提供するための**基礎データの整備に貢献**するとともに、これらの事業への参加により、**国際比較可能な幼児教育・保育施設の活動実態に関するデータや、各国の好事例**など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることとする。

事業内容

次年度実施の下記の事業に参画し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

OECD国際幼児教育・保育従事者調査

(Starting Strong Teaching and Learning International Survey (TALIS Starting Strong))

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等に関する**第2期サイクルが2021年から開始**。
第1期調査(2018年)では、日本の保育者の**研修等による専門性向上への意識の高さ**などが明らかになった一方、保育者の**処遇や社会的評価、保育者の不足等についての課題**もあり、調査結果を参考に施策立案に活用。

デジタル世界における幼児教育・保育の在り方に関する調査研究 (Early childhood education and care in a digital world)

デジタルテクノロジーの普及によってもたらされる社会的・経済的変化に対応して、幼児教育・保育が子供たちの学びや発達等を効果的に支援していくための方策等を調査。**2021年から2023年にかけて調査・公表予定**。

過去の参加実績

- **OECD国際幼児教育・保育従事者調査** ※2018年調査
勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を調査。
 - **幼児教育の多面的な質に関する調査研究** ※2019～2020年調査
各国における幼児教育の質向上に関する政策について調査し、幼児教育の多面的な質に関する政策フレームワークを作成。
- ※ 拠出金については、文部科学省、厚生労働省、内閣府で按分して負担。
※ 国内における調査実施の事務的経費については国立教育政策研究所で負担。

幼児教育推進体制を活用した 地域の幼児教育の質向上強化事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

4億円
3億円)



文部科学省

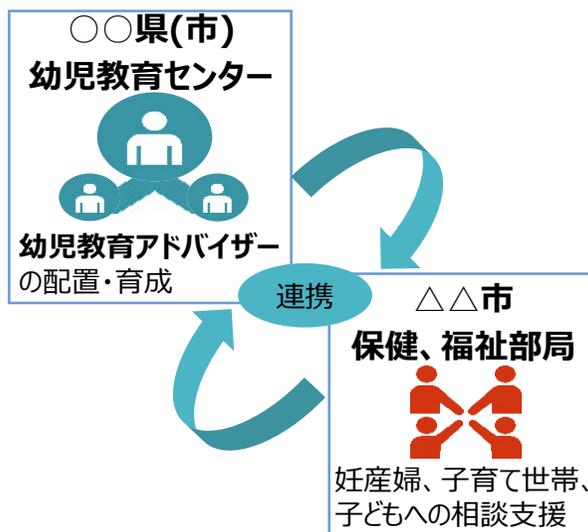
背景・課題

- 複数の施設類型が存在し、私立が多い幼児教育の現場において、**公私・施設類型問わず保育者の専門性の向上等の取組を一体的に推進するためには、幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応など教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制の充実が必要。**
- また、幼児教育施設の教職員が幼児教育の質向上にしっかり向き合うことができるよう、地域の幼児教育に関する課題に対して的確に対応した保健・福祉等の専門職をはじめとした人的体制の充実を図ることが必要。

事業内容

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携等により、地域の課題に的確に対応する自治体の幼児教育推進体制の充実・活用への支援を強化

- 体制の充実**
 - ・幼児教育アドバイザー（幼保小接続アドバイザー含む）の配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成
 - ・地域の幼児教育に関する課題への的確な対応のための、**外部専門職や自治体の保健、福祉部局との効果的な連携**
- 体制の活用**
 - ・保健、福祉等の専門職を含む研修・巡回訪問の充実（**継続地域における質向上のための研修<新規>**）、域内の幼保小接続の推進、公開保育等の実施支援、内定者等学生支援、人材育成方針の更新・活用 等
- 域内全体への波及**
 - ・都道府県・市町村の連携を含めた関係者間の情報共有等、域内全体における幼児教育の質向上を図るための仕組み作り



新規体制整備促進策

・**幼児教育推進体制未実施地域の整備促進策に関する実証研究<委託事業>**

補助要件	①幼児教育センターの設置 ②担当部局一元化（P T等での対応可） ③小学校指導担当課との連携体制確保	
補助対象	都道府県、市町村	
単価・個所数・補助率	(補助) 7～9百万円程度（1／2）×83団体 (委託) 130万円程度×15団体	対象経費 (補助) ・幼児教育アドバイザー配置に必要な経費（人件費等） ・専門職との連携に必要な経費（謝金等） ・研修・巡回訪問等に必要な経費（謝金、旅費等） (委託) ・検討会議運営経費（会議費等） ・先進地視察に係る経費（旅費）<新規> ・幼児教育アドバイザー試行配置経費（謝金等）

背景・課題

認定こども園の設置を支援するとともに、**幼児を健やかに育むために必要な環境整備を推進**する。

事業内容

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- (1) 子供の学びに必要な不可欠な遊具・運動用具等の整備費用
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、保健衛生用品の購入など、感染症対策の徹底に必要な経費



2 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

教育の質の向上を図るため、教職員を対象とした研修を支援

3 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

認定こども園等に移行する準備に必要な経費を支援



4 ICT環境整備の支援

教職員の業務負担軽減のためのICT化を促進するとともに、ICTの活用による教育の質の向上に必要な費用を支援



対象校種
・
想定人材

- 1 幼稚園、幼稚園型認定こども園、
幼保連携型認定こども園
- 2 幼稚園・認定こども園・保育所の教職員等
- 3 学校法人
- 4 幼稚園、幼稚園型認定こども園

補助対象
経費

- 1 物品等の購入費等
- 2 研修参加費
- 3 事務職員雇用費等
- 4 端末・情報システム導入費等

実施
主体

都道府県

補助
割合

- 1 ~ 3 国 1/2
- 4 国 3/4

私立幼稚園施設整備費補助金

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

21億円+事項要求
5億円



※令和3年度補正予算額

13億円

緊急の課題となっている耐震化のための園舎、外壁や天井等の非構造部材の**耐震対策**、防犯対策、アスベスト対策、付帯設備のエコ改修等に要する経費の一部を補助。特に、**預かり保育**などコロナ禍においても**子供を安心して育てることができる環境整備**や、**感染症予防の観点からの衛生環境の改善**を促進する。

- | | | | |
|---|-------------|---|--|
| 1 | 耐震補強工事 | … | 耐震補強、非構造部材の耐震対策、 耐震診断 、防災機能強化 |
| 2 | 防犯対策工事 | … | 門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事 |
| 3 | 新築・増築・改築等事業 | … | 新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築 |
| 4 | アスベスト等対策工事 | … | 吹き付けアスベストの除去等 |
| 5 | 屋外教育環境整備 | … | アスレチック遊具、屋外ステージ、 防音壁 等の整備 |
| 6 | エコ改修事業 | … | 太陽光発電の設置、省エネ型設備等の設置・改修 |
| 7 | 内部改修工事 | … | 預かり保育、分散保育、衛生環境の改善のための園舎の改修
(間仕切り設置、トイレの乾式化、空き教室の空調整備等) |
| 8 | バリアフリー化工事 | … | スロープの設置、障害者用トイレのバリアフリー化等 |



対象
校種

私立の幼稚園

補助
割合

国 1/3、事業者 2/3

※地震による倒壊等の危険性が高い施設の**耐震改築**・補強
国 1/2、事業者 1/2

実施
主体

事業者（学校設置者）

補助対象
経費

工事費、実施設計費、耐震診断費等

施設型給付費等に係る請求書の 標準的な様式の公表について（報告）

令和4年10月4日

内閣府 子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）付

請求書の標準的な様式の公表

- 新制度施行後5年の見直しに係る対応方針にて、申請書類の様式統一化など、施設型給付の請求に係る事務負担の軽減方策に取り組むべきこととされる。
- これを受けて、内閣府において、令和2年度に調査研究事業を実施し、一部の市町村が使用している請求書の様式も参考にしながら、たたき台となる標準的な様式案を作成した。
- 標準的な様式案に対しては、令和3年8月・令和3年12月・令和4年7月の3回にわたり全国意見照会を実施し、全国の自治体から指摘・意見を反映して、『子どものための教育・保育給付請求書の標準的な様式（第1版）』として取りまとめ、今月中を目途に内閣府HPにて公表予定。

(参考) システム標準化との関係

- 令和3年の通常国会で成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）において、子ども・子育て支援を含む17分野が地方公共団体情報システムの標準化の対象範囲として指定され、本年8月に『子ども・子育て支援システムの標準仕様書（第1.0版）』を策定。
- 今後、各システム事業者は標準仕様書に記載された機能を、システムに搭載する等の対応を進め、地方自治体はシステムの更新時期を踏まえつつ、令和7年度までを目標時期として業務システムを導入することを目指している。
- 『標準的な様式』は、この標準仕様書において帳票要件として位置づけられており、業務システムにおいて出力される帳票の標準的な様式となる。
- 一方で、複数の市町村にわたり施設・事業を運営している法人等にとっては、各市町村が『標準的な様式』を活用することで、事務負担の軽減に資するものであることから、業務システムの導入を待つこと無く、現下の業務体制下においても積極的な活用が期待される。

『子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について』
(令和元年12月10日 子ども・子育て会議) (抜粋)

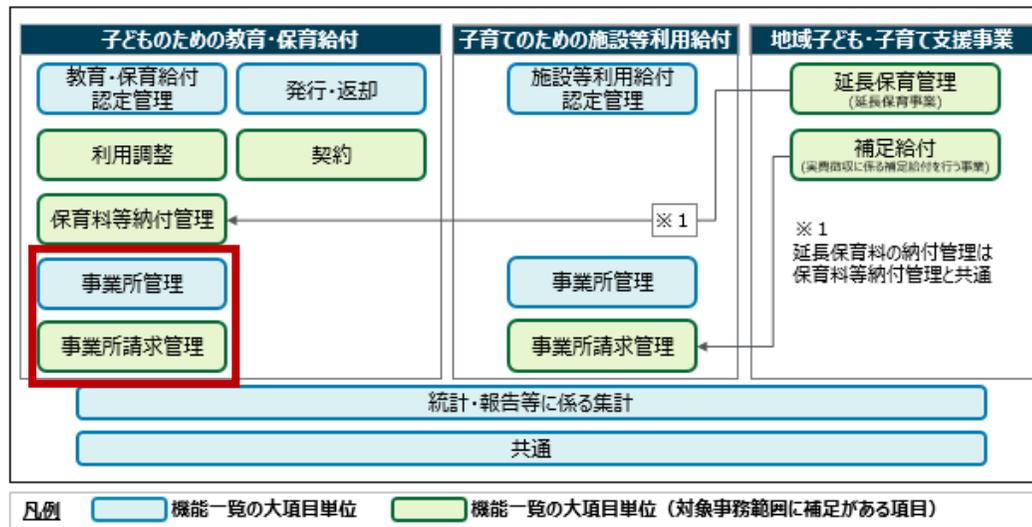
4. 処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項

(5) 申請書類の様式統一化など、施設型給付の請求に係る事務負担の軽減方策

施設型給付の請求様式については、市町村が実際に使用している様式も参考にしながら、統一的な請求様式を作成するとともに、普及に向けて取組を進めるべきである。

『子ども・子育て支援システム標準仕様書【第1.0版】』
(令和4年8月31日 内閣府子ども・子育て本部) (抜粋)

<子ども・子育て支援システムの標準化対象事務範囲のイメージ図>



(補足)
業務システムの中では、
事業所管理 (認定区分別の利用定員、職員配置状況、各種加算の認定状況等の基本情報を登録) を行い、それらに基づき、
事業所請求管理 (各月の利用人数等に応じて給付費を算定し請求書として出力、事業所での内容確認、給付費の支給決定・振込) を行う。
これらの業務を行う際の、書類の様式例が「帳票要件」として定められており、請求書の標準的な様式も、その一つとして位置付けられている。

請求書 (抜粋)

<認定こども園> _____年 ____月 ____日

子どものための教育・保育給付請求書

(____年度 ____月 ~ ____月分)

〇〇 長

<請求者>

設置者・事業者名 〇〇法人 〇〇
 代表者職 / 氏名 〇〇 〇〇
 設置者・事業者所在地 〇〇県〇〇市〇〇
 施設・事業所番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 施設・事業所所在地 〇〇県〇〇市〇〇
 施設・事業所名 〇〇認定こども園
 請求書発行責任者氏名 〇〇 〇〇
 請求書発行責任者連絡先 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

子ども・子育て支援法第27条(及び第28条)の規定に基づき、次のとおり子どものための教育・保育給付を請求します。

1. 請求金額 金 _____円

<内訳>

子どものための教育・保育給付 金 _____円
 自治体独自加算 金 _____円
 その他 金 _____円

<子どものための教育・保育に係る内訳>

<教育部分>

当月分(概算)請求額 金 _____円

翌月以降分(概算)請求額 金 _____円

うち 月分概算請求額 金 _____円

既支払分精算額(差額調整分) 金 _____円

うち 月分精算請求額 金 _____円

<保育部分>

当月分(概算)請求額 金 _____円

翌月以降分(概算)請求額 金 _____円

うち 月分概算請求額 金 _____円

既支払分精算額(差額調整分) 金 _____円

うち 月分精算請求額 金 _____円

2. 振込先

前回の請求時点から変更 _____あり(以下の振込先に係る記載のとおり変更願います)

フリガナ	〇〇ホウジン 〇〇		
口座名義人	〇〇法人 〇〇		
振込先金融機関	〇〇	銀行	本 (支)店
(コード番号)	金融機関コード	1111	支店コード 111
預金種目	普通	口座番号	1111111
債権者登録番号	1111111111		

(委任欄) ※請求者と振込口座の名義人が異なる場合のみ記入

〇〇 長

本件については上記名義人宛振込願います。

設置者・事業者名 〇〇法人 〇〇

代表者職 / 氏名 〇〇 〇〇

設置者・事業者所在地 〇〇県〇〇市〇〇

<添付書類>

子どものための教育・保育給付を請求するための明細書(子どものための教育・保育給付請求明細書)

明細書に係る在籍児童の一覧(在籍児童一覧)

その他市区町村長が必要と認める書類(〇〇〇〇〇)

その他市区町村長が必要と認める書類(〇〇〇〇〇)

-

請求明細書 (抜粋)

子どものための教育・保育給付請求明細書(幼保連携型認定こども園) 月～月分

< 基本情報 >

施設・事業所番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
施設・事業所所在地	〇〇県〇〇市〇〇				
施設・事業所名	〇〇認定こども園				
利用定員(教育)	15人				
利用定員(保育)	10人	2号	10人	3号	0人
利用定員(保育・分園)	10人	2号	5人	3号	5人
利用定員(保育・合計)	20人	2号	15人	3号	5人
地域区分	3/100地域				

< 開所/教育時間 >

開所時間	7:00	～	20:00
幼稚園教育要領に基づく教育を行う時間	10:00	～	14:00
保育標準時間認定子どもに保育を行う時間	8:00	～	19:00
保育短時間認定子どもに保育を行う時間	8:00	～	16:00

< 月初在籍児童(予定)数 > ※請求先市区町村以外の児童を含む

教育	4月	5月	6月	7月	8月	9月	請求月(4月～12月)に係る 月初在籍児童(予定)数 110人
	110人	110人	110人	110人	110人	110人	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
保育	4月	5月	6月	7月	8月	9月	請求月(4月～12月)に係る 月初在籍児童(予定)数 104人
	104人	104人	104人	104人	104人	104人	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	104人	104人	104人	104人	104人	104人	

< 請求金額算定内訳(教育) >

区分	適用区分	単価	5歳児	4歳児	3歳児	満3歳児
○ 基本分単価			76,840円		83,760円	

基本加算部分

区分	適用区分	単価	5歳児	4歳児	3歳児	満3歳児
○ 処遇改善等加算Ⅰ	加算率 10%		7,500円		8,200円	
	4歳以上児	7,500円				
	3歳児	8,200円				
○ 副園長・教頭配置加算	適用	7,130円		7,130円		
	うち下記以外	6,530円		6,530円		
	うち処遇改善等加算Ⅰ分	600円				
○ 学級編制調整加算	適用	30,390円		30,390円		
	うち下記以外	27,690円		27,690円		
	うち処遇改善等加算Ⅰ分	2,700円		2,700円		
○ 3歳児配置改善加算	適用	7,520円			7,520円	
	うち下記以外	6,920円			6,920円	
	うち処遇改善等加算Ⅰ分	600円			600円	
○ 満3歳児対応加算	非適用	45,640円				0円
	うち下記以外	41,540円				0円
	うち処遇改善等加算Ⅰ分	4,100円				0円
○ 講師配置加算	非適用	6,280円		0円		
	うち下記以外	5,780円		0円		
	うち処遇改善等加算Ⅰ分	500円		0円		

○ チーム保育加算	人数	1人	12,960円	12,960円
	うち下記以外		11,860円	11,860円
	うち処遇改善等加算Ⅰ分		1,100円	1,100円
○ 通園送迎加算	適用		3,940円	3,940円
	うち下記以外		3,640円	3,640円
	うち処遇改善等加算Ⅰ分		300円	300円
○ 給食実施加算	実施形態	施設内	2,930円	14,650円
	日数	5日		
	うち下記以外		2,730円	13,650円
	うち処遇改善等加算Ⅰ分		200円	1,000円
○ 外部監査費加算(3月のみ)	適用		12,280円	12,280円
○ 副食費徴収免除加算	日数	20日	225円	4,500円

調整部分

区分	適用区分	単価	5歳児	4歳児	3歳児	満3歳児
○ 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合	非適用	-8,200円			0円	
	うち下記以外	-7,500円			0円	
	うち処遇改善等加算Ⅰ分	-700円			0円	
○ 年齢別配置基準を下回る場合	人数	0.00人			0円	
	うち下記以外				0円	
	うち処遇改善等加算Ⅰ分				0円	
○ 配置基準上求められる職員資格を有しない場合	人数	0.00人			0円	
	うち下記以外				0円	
	うち処遇改善等加算Ⅰ分				0円	
○ 定員を恒常的に超過する場合	適用	0.63	104,380円	113,920円	113,920円	
	うち下記以外		96,070円	104,790円	104,790円	
	うち処遇改善等加算Ⅰ分		8,310円	9,130円	9,130円	

特定加算部分

区分	適用区分	単価	5歳児	4歳児	3歳児	満3歳児
△ 療育支援加算	障害児	A	20,080円	180円		
	うち下記以外		18,280円	170円		
	うち処遇改善等加算Ⅰ分		1,800円	10円		
△ 事務職員配置加算	適用	85,820円		780円		
	うち下記以外			710円		
	うち処遇改善等加算Ⅰ分			70円		
△ 指導充実加算	非適用	91,080円		0円		
	うち下記以外			0円		
	うち処遇改善等加算Ⅰ分			0円		
△ 事務負担対応加算	非適用	75,960円		0円		
	うち下記以外			0円		
	うち処遇改善等加算Ⅰ分			0円		
△ 処遇改善等加算Ⅱ	人数A	7人	24,990円	1,700円		
	人数B	4人	3,125円			
△ 処遇改善等加算Ⅲ	子ども数	15人	4,280円	64,200円		
○ 冷暖房費加算	地域	3級地	1,570円	1,570円		
△ 施設関係者評価加算(3月のみ)	公開保育	A	153,010円	1,390円		
△ 除雪費加算(3月のみ)	適用	6,120円		6,120円		
△ 降灰除去費加算(3月のみ)	適用	77,440円		700円		
△ 施設機能強化推進費加算(3月のみ)	金額	80,000円		80,000円		
△ 小学校接続加算(3月のみ)	適用	48,420円		440円		
△ 第三者評価受審加算(3月のみ)	適用	75,000円		680円		

○…日割りの対象となる加算
△…初日の利用児童で除して得た額を加算

請求明細書（抜粋）

区分	5歳児	4歳児	3歳児	満3歳児
単価合計(副食費徴収免除加算を除く)…A	118,660円	118,660円	128,200円	128,200円
うち処遇改善等加算 I 分	8,390円	8,390円	9,210円	9,210円
単価合計…B	123,160円	123,160円	132,700円	132,700円
うち処遇改善等加算 I 分	8,390円	8,390円	9,210円	9,210円
請求先市区町村の児童数(月途中入退所児童及び副食費徴収免除対象者を除く)…C	4人	4人	4人	4人
請求先市区町村の児童数(月途中入退所児童を除き、かつ、副食費徴収免除対象者に限る)…D	1人	1人	1人	1人
公定価格小計(月途中入退所児童分を除く)…E(A×C+B×D)	597,800円	597,800円	645,500円	645,500円
うち処遇改善等加算 I 分	41,950円	41,950円	46,050円	46,050円
単価合計(日割り対象分に限り、かつ、副食費徴収免除加算を除く)…F	98,210円	98,210円	107,750円	107,750円
うち処遇改善等加算 I 分	8,310円	8,310円	9,130円	9,130円
単価合計(日割り対象分に限る)…G	102,710円	102,710円	112,250円	107,905円
うち処遇改善等加算 I 分	8,310円	8,310円	9,130円	9,130円
単価合計(うち日割り対象外分)…H	20,440円	20,440円	20,440円	20,440円
うち処遇改善等加算 I 分	80円	80円	80円	80円
請求先市区町村の児童 (月途中入退所児童に限り、かつ、副食費徴収免除対象者を除く)…I	在籍中 開所日数 0日	0日	0日	0日
公定価格小計(月途中入退所児童分)…J(F×I÷20)	0円	0円	0円	0円
うち処遇改善等加算 I 分	0円	0円	0円	0円
請求先市区町村の児童 (月途中入退所児童に限り、かつ、副食費徴収免除対象者であるものに限る)…K	在籍中 開所日数 0日	0日	0日	0日
公定価格小計(月途中入退所児童分)…L(G×K÷20)	0円	0円	0円	0円
うち処遇改善等加算 I 分	0円	0円	0円	0円
請求先市区町村の児童 (月途中退所児童に限り、かつ、副食費徴収免除対象者を除く)…M	在籍中 開所日数 0日	0日	0日	0日
公定価格小計(月途中退所児童分)…N(F×M÷20+H)	0円	0円	0円	0円
うち処遇改善等加算 I 分	0円	0円	0円	0円
請求先市区町村の児童 (月途中退所児童に限り、かつ、副食費徴収免除対象者であるものに限る)…O	在籍中 開所日数 0日	0日	0日	0日
公定価格小計(月途中退所児童分)…P(G×O÷20+H)	0円	0円	0円	0円
うち処遇改善等加算 I 分	0円	0円	0円	0円
公定価格小計(月途中入退所児童分)…Q(J+L+N+P)	0円	0円	0円	0円
うち処遇改善等加算 I 分	0円	0円	0円	0円
年齢区分別計…R(E+Q)	597,800円	597,800円	645,500円	645,500円
うち処遇改善等加算 I 分	41,950円	41,950円	46,050円	46,050円
複数月一括請求…S(R×請求月数)	請求月数	9月	5,380,200円	5,380,200円
うち処遇改善等加算 I 分	377,550円	377,550円	414,450円	414,450円
既支払額…T	0円			
請求額計	22,379,400円			
<精算の要因>				

在籍児童一覧（抜粋）

在籍児童一覧(教育)								月	～	月分	
施設・事業所番号	○○○○○○○○○○○○○○○○										
施設・事業所所在地	○○県○○市○○										
施設・事業所名	○○認定こども園										
※請求先市区町村の児童のみ記入											
※年齢は年度の初日の前日における満年齢を記入											
※年度の初日の前日の満年齢が2歳であり、年度途中に満3歳に達した児童は年齢欄に「満3歳児」と記入											
No.	児童氏名	生年月日	年齢	認定区分	月途中入退所のあった児童のみ 月途中入所の有無	月途中退所の有無	在籍中開所日数	副食費徴収免除加算 対象の有無	その他	3月から変更があった児童	
1	○○ ○○	令和○年○月○日	5歳	1号				○			
2	○○ ○○	令和○年○月○日	5歳	1号							
3	○○ ○○	令和○年○月○日	5歳	1号							
4	○○ ○○	令和○年○月○日	5歳	1号							
5	○○ ○○	令和○年○月○日	5歳	1号						○	
6	○○ ○○	令和○年○月○日	4歳	1号				○			
7	○○ ○○	令和○年○月○日	4歳	1号							
8	○○ ○○	令和○年○月○日	4歳	1号							
9	○○ ○○	令和○年○月○日	4歳	1号							
10	○○ ○○	令和○年○月○日	4歳	1号							
11	○○ ○○	令和○年○月○日	3歳	1号				○			
12	○○ ○○	令和○年○月○日	3歳	1号							
13	○○ ○○	令和○年○月○日	3歳	1号							
14	○○ ○○	令和○年○月○日	3歳	1号							
15	○○ ○○	令和○年○月○日	3歳	1号							
16	○○ ○○	令和○年○月○日	満3歳	1号				○			
17	○○ ○○	令和○年○月○日	満3歳	1号							
18	○○ ○○	令和○年○月○日	満3歳	1号							
19	○○ ○○	令和○年○月○日	満3歳	1号							
20	○○ ○○	令和○年○月○日	満3歳	1号							
<児童数>								5歳児	4歳児	3歳児	満3歳
請求先市区町村の児童数 (月途中入退所児童を除き、かつ、副食費徴収免除対象者を除く)								4人	4人	4人	4人
請求先市区町村の児童数 (月途中入退所児童を除き、かつ、副食費徴収免除対象者に限る)								1人	1人	1人	1人
請求先市区町村の児童数 (月途中入退所児童に限る)								0人	0人	0人	0人
<月途中入退所児童の在籍中開所日数>								5歳児	4歳児	3歳児	満3歳
請求先市区町村の児童 (月途中入退所児童に限り、かつ、副食費徴収免除対象者を除く)											
請求先市区町村の児童 (月途中入退所児童に限り、かつ、副食費徴収免除対象者であるものに限る)											
請求先市区町村の児童 (月途中退所児童に限り、かつ、副食費徴収免除対象者を除く)											
請求先市区町村の児童 (月途中退所児童に限り、かつ、副食費徴収免除対象者であるものに限る)											

令和4年4月の待機児童数調査のポイント

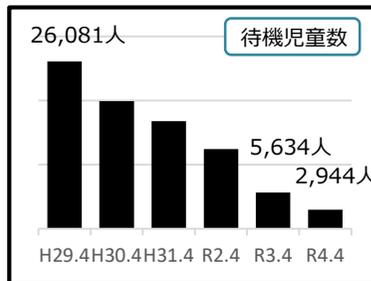
① 待機児童の状況

待機児童数：2,944人

(対前年▲2,690人)

〔※調査開始以来、
4年連続で最少〕

- ・約85.5%の市区町村（1,489）で待機児童なし
- ・待機児童数が50人以上の自治体は10自治体まで減少。



待機児童数別の自治体数の内訳

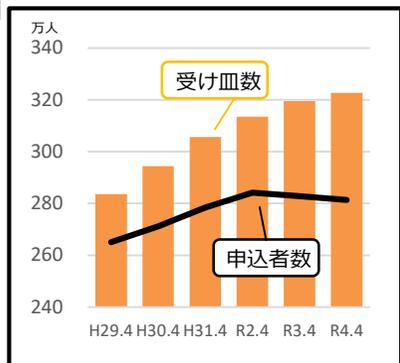
	0人	1~49人	50~99人	100人以上
R4年度	1,489	242	7	3
	85.5%	13.9%	0.4%	0.2%
対前年	60	▲50	▲9	▲1
R3年度	1,429	292	16	4

② 待機児童数の減少要因

令和4年4月の待機児童数が減少した要因は、自治体調査によれば、

- ・保育の受け皿拡大に加え、
- ・就学前人口の減少
- ・新型コロナウイルス感染症を懸念した利用控え

などが考えられる。



③ 今後の見込み

令和4年4月の保育ニーズ（申込者数）は減少したものの、

- ・女性就業率（25~44歳）の上昇傾向
 - ・保育所等申込率（申込数/就学前人口）の上昇
 - ・フルタイムの共働き世帯割合の増加
 - ・被用者保険の適用拡大に伴う働き方の変容
- ⇒ などを受け、今後、保育ニーズ（申込者数）も再び増加する可能性があり、注視が必要。

今後の取組方針

- 令和3年度からスタートした「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 各年度ごとに、自治体における待機児童の状況や保育の受け皿拡大量の見込みなどを確認しながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていくとともに、マッチング支援を推進するなど、ニーズに丁寧に答えられるよう、支援していく。
- また、今後は、保育所・保育士の子育て支援のノウハウを活かし、地域で子育て支援を実施するなど保育所の多機能化を進める観点から、令和5年度概算要求において、保育所の空き定員等を活用した未就園児定期預かりに関するモデル事業等の実施に必要な予算要求を行う。

令和4年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量（R4~R6は見込み）

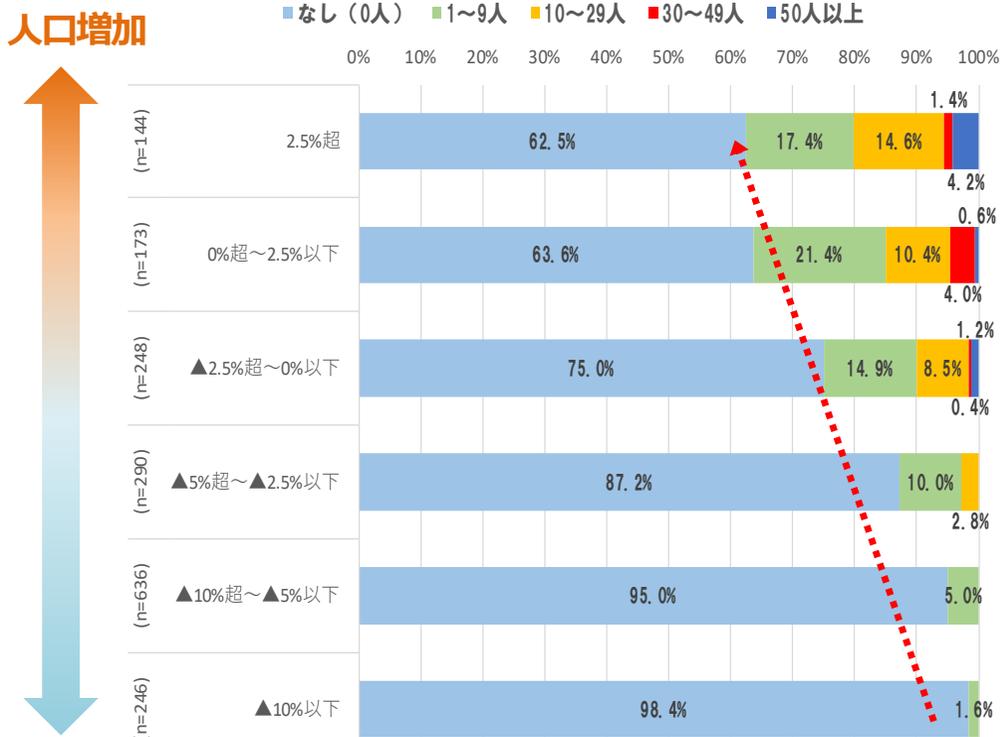
	令和3年度	令和4年度
受け皿拡大量	2.5万人	7.4万人
	令和5年度	令和6年度
受け皿拡大量	2.0万人	1.1万人

4か年合計	新プラン目標
13.0万人	約14万人

待機児童数が多い・増加した自治体

- **人口増加率が高い**ほど待機児童数が多い。
- また、待機児童が多い自治体では、
 - ①保育の受け皿整備が十分行われていない
 - ②保育の受け皿を整備したが、想定以上に人口が増加したなど、**保育の受け皿整備量が不足**している。
- なお、前年より待機児童数が増加した自治体は98自治体であった。

市区町村における待機児童数の分布状況 (H27→R2人口増減率別)



待機児童数の多い上位10地方自治体

順位	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員増加数	申込者増加数	利用定員数増減数 - 申込者数増減数
			R4.4	R3.4	対前年比 (R4-R3)			
1	鹿児島県	鹿児島市	136	82	54	▲70	▲315	245
2	千葉県	八千代市	119	48	71	91	235	▲144
3	兵庫県	明石市	100	149	▲49	502	325	76
4	兵庫県	尼崎市	76	118	▲42	355	279	76
5	東京都	町田市	75	76	▲1	53	202	▲149
6	沖縄県	糸満市	67	12	55	49	49	0
7	沖縄県	南城市	64	45	19	199	134	65
8	沖縄県	名護市	52	65	▲13	42	▲46	88
8	兵庫県	西宮市	52	182	▲130	480	209	271
10	神奈川県	座間市	50	59	▲9	0	▲17	17

待機児童数の増加数が多い上位10地方自治体

順位	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員増加数	申込者増加数	利用定員数増減数 - 申込者数増減数
			R4.4	R3.4	対前年比 (R4-R3)			
1	千葉県	八千代市	119	48	71	91	235	▲144
2	沖縄県	糸満市	67	12	55	49	49	0
3	鹿児島県	鹿児島市	136	82	54	▲70	▲315	245
4	沖縄県	読谷村	41	9	32	▲19	63	▲82
5	埼玉県	所沢市	33	3	30	0	▲34	34
6	岩手県	滝沢市	28	7	21	0	45	▲45
6	神奈川県	茅ヶ崎市	22	1	21	125	166	▲41
6	三重県	川越町	21	0	21	0	43	▲43
9	沖縄県	南城市	64	45	19	199	134	65
9	愛媛県	松前町	24	5	19	20	▲14	34

都道府県別保育所等利用状況（令和4年4月1日）

○ 全国の保育所等利用定員は3,044,399人であり、定員充足率（利用児童数／保育所等利用定員）は89.7%。

令和4年4月1日の保育所等利用状況

	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
全国	3,044,399人	2,812,657人	2,729,899人	2,944人	89.7%

都道府県	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
北海道	92,731人	87,187人	84,019人	22人	90.6%
青森県	34,452人	30,704人	30,267人	0人	87.9%
岩手県	32,697人	28,848人	28,359人	35人	86.7%
宮城県	47,078人	44,693人	43,836人	75人	93.1%
秋田県	25,109人	21,439人	21,111人	7人	84.1%
山形県	29,277人	25,876人	25,599人	0人	87.4%
福島県	37,891人	35,149人	34,576人	23人	91.3%
茨城県	66,830人	61,469人	59,544人	8人	89.1%
栃木県	45,500人	41,043人	40,322人	14人	88.6%
群馬県	50,028人	45,904人	45,288人	1人	90.5%
埼玉県	143,519人	138,460人	132,006人	296人	92.0%
千葉県	134,002人	122,719人	119,393人	250人	89.1%
東京都	338,709人	320,362人	306,562人	300人	90.5%
神奈川県	177,275人	177,687人	170,240人	220人	96.0%
新潟県	69,052人	58,313人	57,915人	0人	83.9%
富山県	33,386人	27,993人	27,593人	0人	82.6%
石川県	38,806人	33,013人	32,882人	0人	84.7%
福井県	28,427人	24,208人	23,976人	0人	84.3%
山梨県	24,663人	19,560人	19,352人	0人	78.5%
長野県	62,046人	48,709人	48,209人	9人	77.7%
岐阜県	45,289人	36,672人	36,522人	0人	80.6%
静岡県	76,985人	68,897人	67,203人	23人	87.3%
愛知県	192,850人	161,670人	158,102人	53人	82.0%
三重県	45,566人	39,824人	38,867人	64人	85.3%

都道府県	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
滋賀県	38,878人	37,410人	35,797人	118人	92.1%
京都府	61,223人	57,543人	56,450人	17人	92.2%
大阪府	190,365人	190,522人	181,879人	134人	95.5%
兵庫県	116,007人	117,452人	111,890人	311人	96.5%
奈良県	28,729人	26,392人	25,299人	81人	88.1%
和歌山県	21,980人	19,637人	19,356人	30人	88.1%
鳥取県	19,544人	16,383人	16,327人	0人	83.5%
島根県	22,916人	21,098人	20,934人	0人	91.4%
岡山県	50,503人	48,379人	46,646人	79人	92.4%
広島県	73,648人	64,927人	63,295人	8人	85.9%
山口県	28,922人	26,658人	26,057人	14人	90.1%
徳島県	18,546人	16,173人	15,939人	0人	85.9%
香川県	26,445人	22,995人	22,681人	19人	85.8%
愛媛県	28,737人	25,598人	25,102人	25人	87.4%
高知県	23,966人	19,842人	19,747人	4人	82.4%
福岡県	130,519人	124,627人	120,938人	100人	92.7%
佐賀県	26,391人	24,236人	23,858人	8人	90.4%
長崎県	38,900人	36,216人	35,788人	0人	92.0%
熊本県	57,054人	54,297人	53,474人	9人	93.7%
大分県	29,203人	27,390人	26,363人	0人	90.3%
宮崎県	34,138人	31,920人	31,712人	0人	92.9%
鹿児島県	41,650人	40,640人	39,312人	148人	94.4%
沖縄県	63,967人	61,923人	59,312人	439人	92.7%

保育所等における都道府県別の定員充足率（3ヶ年）

- 定員充足率は全国的に逡減傾向にある。（※数値のみをもって各保育所の状況を判断しづらい等留意が必要）
- 今後は、保育所・保育士の子育て支援のノウハウを活かし、地域における子育て支援を実施するなど保育所の多機能化を進める観点から、令和5年度概算要求において、保育所の空き定員等を活用した未就園児定期預かりに関するモデル事業等の実施に必要な予算要求を行う。

	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
全国	92.2%	90.9%	89.7%

都道府県	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
北海道	93.4%	92.3%	90.6%
青森県	90.5%	89.3%	87.9%
岩手県	91.0%	88.6%	86.7%
宮城県	95.7%	94.3%	93.1%
秋田県	87.1%	85.9%	84.1%
山形県	91.8%	89.6%	87.4%
福島県	92.9%	92.3%	91.3%
茨城県	91.2%	90.0%	89.1%
栃木県	92.8%	90.4%	88.6%
群馬県	93.5%	91.3%	90.5%
埼玉県	95.2%	93.0%	92.0%
千葉県	91.9%	90.1%	89.1%
東京都	93.3%	91.8%	90.5%
神奈川県	97.3%	96.5%	96.0%
新潟県	87.6%	85.5%	83.9%
富山県	86.0%	83.9%	82.6%
石川県	87.4%	85.6%	84.7%
福井県	88.0%	86.9%	84.3%
山梨県	83.8%	82.8%	78.5%
長野県	80.6%	78.8%	77.7%
岐阜県	83.7%	82.5%	80.6%
静岡県	89.9%	88.8%	87.3%
愛知県	83.9%	83.1%	82.0%
三重県	87.1%	86.9%	85.3%

都道府県	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
滋賀県	95.7%	93.3%	92.1%
京都府	96.0%	93.4%	92.2%
大阪府	97.1%	96.0%	95.5%
兵庫県	99.4%	97.6%	96.5%
奈良県	89.8%	89.4%	88.1%
和歌山県	86.6%	88.8%	88.1%
鳥取県	87.3%	85.8%	83.5%
島根県	95.0%	92.6%	91.4%
岡山県	94.0%	92.8%	92.4%
広島県	88.2%	87.0%	85.9%
山口県	92.4%	91.3%	90.1%
徳島県	90.5%	87.6%	85.9%
香川県	88.6%	87.4%	85.8%
愛媛県	90.3%	88.6%	87.4%
高知県	83.9%	84.1%	82.4%
福岡県	94.9%	93.8%	92.7%
佐賀県	92.8%	91.8%	90.4%
長崎県	96.4%	93.8%	92.0%
熊本県	97.2%	95.4%	93.7%
大分県	92.1%	91.6%	90.3%
宮崎県	95.4%	94.3%	92.9%
鹿児島県	97.7%	96.8%	94.4%
沖縄県	95.8%	94.6%	92.7%

新子育て安心プランの概要

令和2年12月21日
公表

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・ 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

① 地域の特性に応じた支援

○ 保育ニーズが増加している地域への支援

(例)

- ・ 新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

○ マッチングの促進が必要な地域への支援

(例)

- ・ **保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
- ・ **巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

② 魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・ **保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・ **短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市区町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・ **保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・ **幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設)
- ・ **や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする))の**推進**
- ・ **ベビーシッターの利用料助成の非課税化**【令和3年度税制改正で対応】
- ・ **企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・ **育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**

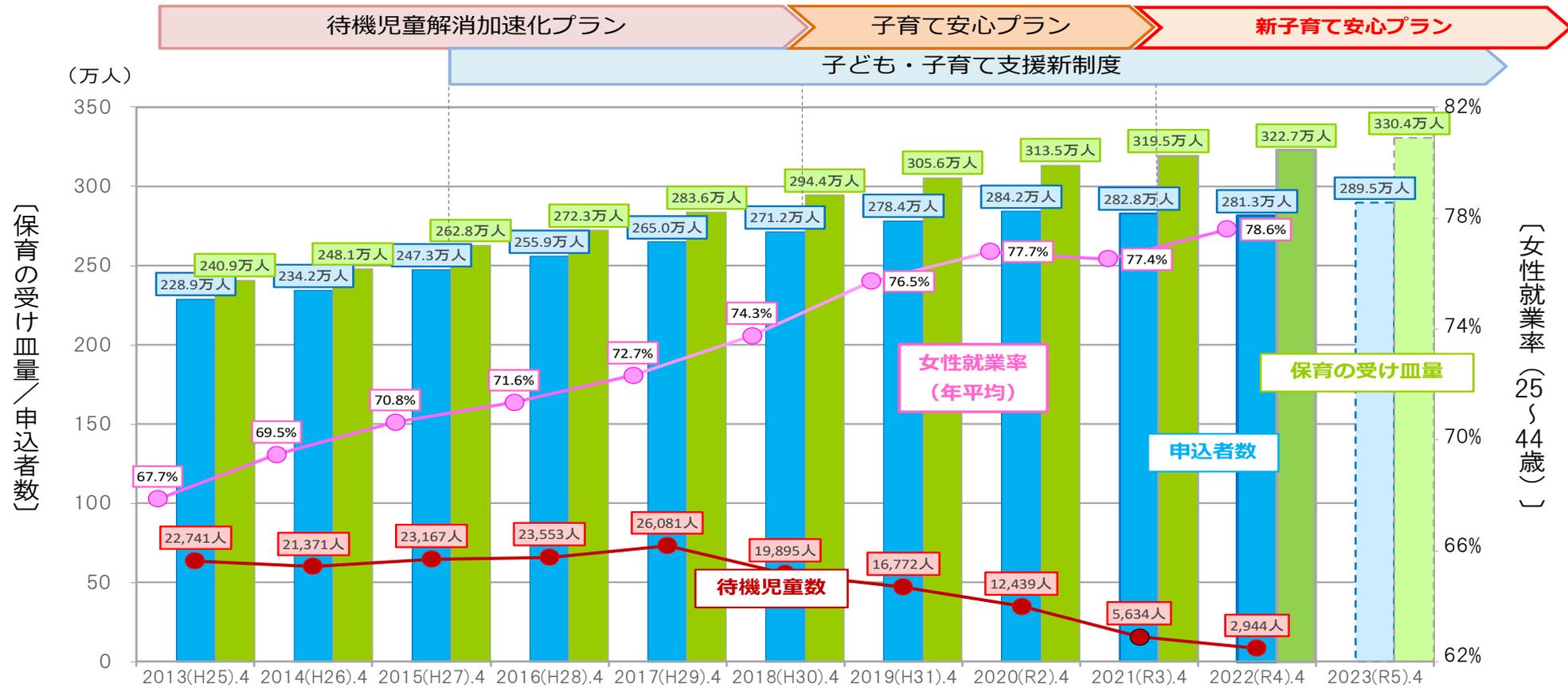
待機児童解消に向けた取組の状況について

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

- 女性就業率（25歳から44歳）は年々上昇し、申込者数も年々増加していたが、**令和3年の女性就業率は上昇（78.6%）したものの、申込者数は減少**している。2022（令和4）年4月時点の申込者数は約281.3万人で、昨年度と比較して減少（約1.5万人減）。
- 2022（令和4）年4月時点の待機児童数は、**2,944人となり、調査開始以来4年連続で最少**となる調査結果。
- 2017（平成29）年の26,081人から、**5年で23,137人減少し、待機児童数は約9分の1**に。

【保育の受け皿拡大の状況】

- 「**新子育て安心プラン**」による保育の受け皿拡大量は、令和4年4月調査における市区町村の受け皿拡大量見込みを積み上げると、**2021～2024（令和3～6）年度末までの4年間で約13万人分が拡大する見込み**となっている。
- 令和3年度からスタートした「新子育て安心プラン」に基づき、各年度ごとに、自治体における待機児童の状況や保育の受け皿拡大量の見込み等を踏まえながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていく。



認定こども園に関する現況（速報値）

令和4年10月4日

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

認定こども園の類型

幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ

幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(令和4年4月1日現在))

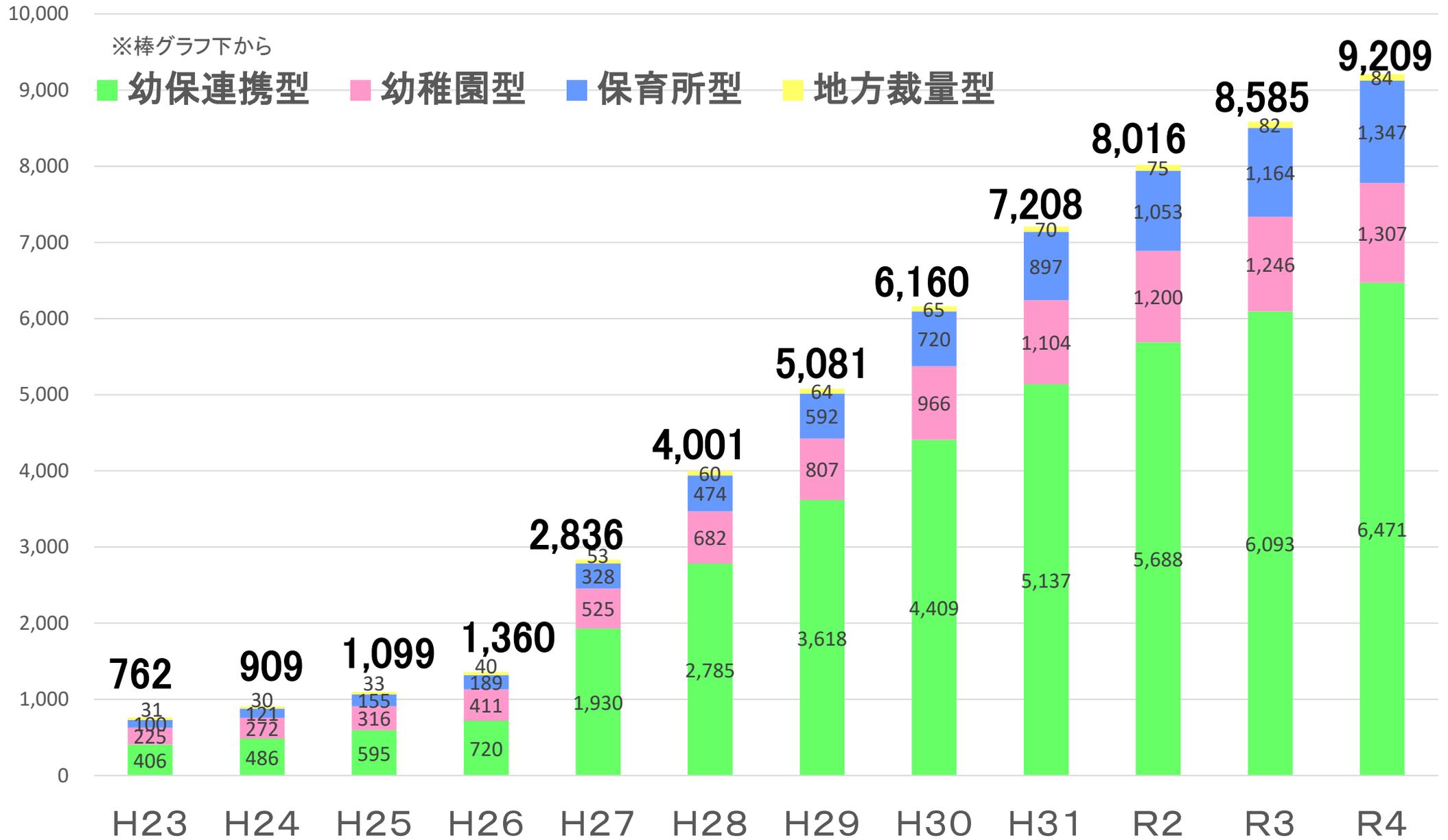
園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
9,209 R3 (8,585)	6,471 (6,093)	1,307 (1,246)	1,347 (1,164)	84 (82)

各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(令和4年4月1日現在))

都道府県	園数		都道府県	園数		都道府県	園数	
	R3	R4		R3	R4		R3	R4
北海道	493	557	石川県	241	259	岡山県	143	155
青森県	299	304	福井県	142	151	広島県	215	229
岩手県	130	139	山梨県	85	97	山口県	72	74
宮城県	105	149	長野県	94	121	徳島県	73	80
秋田県	107	112	岐阜県	138	140	香川県	96	104
山形県	109	120	静岡県	324	341	愛媛県	108	112
福島県	116	122	愛知県	288	302	高知県	37	39
茨城県	239	251	三重県	69	82	福岡県	177	204
栃木県	150	155	滋賀県	130	141	佐賀県	96	110
群馬県	250	260	京都府	142	147	長崎県	172	181
埼玉県	147	161	大阪府	750	783	熊本県	170	179
千葉県	216	236	兵庫県	579	608	大分県	168	173
東京都	162	167	奈良県	91	101	宮崎県	213	214
神奈川県	230	250	和歌山県	74	79	鹿児島県	274	286
新潟県	249	271	鳥取県	50	55	沖縄県	168	195
富山県	140	146	島根県	64	67	合計	8,585	9,209

認定こども園数の推移



(各年4月1日現在)

認定こども園等における バス送迎に当たっての安全管理について

令和4年10月

内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省

事故の概要

1. 発生日

令和4年9月5日（月）

2. 発生園

学校法人榛原学園 川崎幼稚園（静岡県牧之原市）

※幼保連携型認定こども園

3. 事故状況

- ・朝8時48分、送迎用バスにて登園するも、バス内に約5時間取り残されたとみられ、同日14時10分頃、バス内にて心肺停止状態で発見され、緊急搬送されたが、その後病院で死亡が確認された。

<経過>

- ・8:00 18人乗りの中型バスに運転手、乗務員が乗車し園を出発。運転手は普段の職員ではなかった（当日の運転は園長が行った）。
- ・8:48 本児を含め6名の園児を乗せたバスが園に到着。乗務員は荷物を持ちながら、小さい子から降ろした。他の子には自分で降りてくるように声をかけながら門を開け園内に入った。その際、本児が降りたのか確認していなかった。
- ・運転手は、園児が全員降りたかどうか確認しなかった。
- ・クラス担当者は、欠席等の連絡なく登園していない園児の所在確認をしなかった。
- ・14:10頃 降園のため、バスを開錠すると、運転手と乗務員（登園時とは別の職員）が倒れている本児を発見。警察に連絡、救急車を要請
- ・14:30頃 救急車到着。肺蘇生法等を実施し、病院へ搬送

総理指示までの対応

○令和3年の福岡県中間市の認可保育所での同様の事案を受け、同年8月25日、内閣府・文部科学省・厚生労働省の連名で、以下の留意事項等を示し、安全管理の徹底について、各都道府県等に対し、周知。

- ①欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること
- ②登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること
- ③送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、
 - ・運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと
 - ・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること 等

○令和4年9月6日に、今回の事案を踏まえ、バスによる送迎について、各施設において、業務の点検を行い、改めて安全管理を徹底するよう周知

- 今回の静岡県牧之原市内の認定こども園における、大変痛ましい事故を踏まえ、政府として、子供の安全を守るための万全の対策を講じるため、こども政策担当大臣を中心に、関係府省が連携し、スピード感をもって、以下の事項に取り組んでください。
- 1 送迎バスを有する全ての園に対して緊急点検を実施するとともに、都道府県や市町村の協力を得て、実地調査を実施すること。
 - 2 今回の事案がなぜ発生したのか、どのような問題があったかについて、関係者からのヒアリング等を行い、徹底的に洗い出すこと。
 - 3 こどもの安全対策を強化するため、安全管理マニュアルの整備、登園管理システムの普及、送迎バスの安全装置改修支援など、再発防止に向けて具体的な緊急対応策を、10月中に、とりまとめること。

緊急点検・実地調査

1. 緊急点検

令和3年8月25日・令和4年9月6日に周知を行った安全管理の徹底に関する留意事項等を踏まえて、安全管理が適切に実施されているか、送迎バスを有する全ての施設に対して、緊急点検を実施。

※令和3年9月から点検実施までの状況を調査対象とする。

2. 実地調査

送迎バスを有する施設に対して、地方自治体による、バス送迎に当たっての安全管理に関する実地調査を実施。

点検・調査項目

具体的な点検・調査項目は、以下のとおり。

- ・連絡が無く子どもがいない場合の保護者への確認及び職員間における情報共有
- ・乗車時、降車時における子どもの人数確認などのチェック体制
- ・担任職員が、バスに降車した子どもの情報と当日の出欠に関する情報を突き合わせて確認したかなどの降車後の確認体制
- ・同乗職員がいるか、確認内容の手順等の引継ぎを行っているかなど、送迎バスの運行体制 等

関係府省会議の開催

バス送迎に当たっての安全管理に関する具体的な対策等を示すため、保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議の開催
(構成員)

議長 こども政策担当大臣

- ・ 内閣官房こども家庭庁設立準備室長
- ・ 内閣府子ども・子育て本部統括官
- ・ 文部科学省総合教育政策局長
- ・ 厚生労働省子ども家庭局長

※警察庁及び国土交通省がオブザーバー参加

<スケジュール>

- ・ 9月9日 第1回関係府省会議開催
⇒全施設に対し緊急点検の実施、地方自治体による実地調査を開始（国が点検項目を提示）
- ・ 9月15日 送迎バス運行におけるソフト・ハードそれぞれの事故防止対応を視察
- ・ 9月20日 第2回関係府省会議開催（有識者からのヒアリング）
 - ・ 駒崎弘樹 全国小規模保育協議会理事
 - ・ 渡邊正樹 東京学芸大学教職大学院教授
 - ・ 吉川優子 吉川慎之介記念基金代表理事
- ・ 9月29日 第3回関係府省会議開催（先進自治体・有識者からのヒアリング）
 - ・ 鳥取県
 - ・ 福岡県
 - ・ 内野光裕 学校法人内野学園理事長・清瀬ゆりがご幼稚園園長
 - ・ 前田正子 甲南大学マネジメント創造学部教授
- (今後の予定)
- ・ 10月上中旬 第4回関係府省会議開催
⇒緊急対策のとりまとめ
- ・ 12月下旬以降 第5回関係府省会議開催
⇒地方自治体による実地調査の実施状況報告

「緊急対策とりまとめに当たっての基本方針」 (令和4年9月29日こども政策担当大臣指示)

次に掲げる方針に基づき、緊急対策とりまとめに向けた作業を加速すること。

1. 送迎用バスの安全装置装備について、児童福祉法、認定こども園法及び学校保健安全法等の体系の中で、最も適切な方法で義務化する。
2. 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを作成する。
3. 車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な安全管理マニュアルを早急に作成する。
4. 安全装置の義務化、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドライン及び安全管理マニュアルの作成を踏まえ、園を支援するための措置として、全ての園の送迎用バスの安全装置改修支援、安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施、登園管理システム等の普及など財政措置を含め、具体策をとりまとめる。

子ども・子育て会議委員・専門委員名簿

○子ども・子育て会議 委員

◎ (学習院大学文学部教授)

(日本商工会議所産業政策第二部長)

(子育てひろば全国連絡協議会理事長)

(一橋大学経済研究所教授)

(淑徳大学総合福祉学部教授)

(全国幼児教育研究協会理事)

(茂木町長)

(全国小規模保育協議会理事)

(産経新聞社論説委員)

○ (國學院大學人間開発学部教授)

(全日本私立幼稚園PTA連合会副会長)

(日本経済団体連合会人口問題委員会企画部会長)

(ファザーリング・ジャパン理事)

(東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター准教授)

(中京大学現代社会学部教授)

(宇治市長)

(滋賀県知事)

(全日本私立幼稚園連合会政策委員長)

(児童健全育成推進財団企画調査室参事)

(全国国公立幼稚園・こども園長会会長)

(全国認定こども園協会理事・政策委員長)

(日本労働組合総連合会副事務局長)

(全国私立保育連盟常務理事)

(全国保育協議会副会長)

(日本保育協会理事・女性部長)

あきた	きよみ
秋田	喜代美
おおした	ひでかず
大下	英和
おくやま	ちづこ
奥山	千鶴子
おしお	たかし
小塩	隆士
かしわめ	れいほう
柏女	霊峰
かとう	あつひこ
加藤	篤彦
こぐち	たつや
古口	達也
こまぎき	ひろき
駒崎	弘樹
さとう	よしみ
佐藤	好美
すずき	
鈴木	みゆき
つきもと	きく
月本	喜久
てしま	つねあき
手島	恒明
とくくら	やすゆき
徳倉	康之
のざわ	さちこ
野澤	祥子
まつだ	しげき
松田	茂樹
まつむら	あつこ
松村	淳子
みかづき	たいぞう
三日月	大造
みずたに	とよぞう
水谷	豊三
みずの	
水野	かおり
みのわ	えみ
箕輪	恵美
みやた	ひろし
宮田	裕司
むらかみ	ようこ
村上	陽子
もちづき	まさゆき
望月	昌幸
もりた	しんじ
森田	信司
やまうち	いほこ
山内	五百子

○子ども・子育て会議 専門委員

(日本助産師会常任理事)

おかもと みわこ
岡本 美和子

(全国保育サービス協会副会長)

おぎ まり
尾木 まり

(全国病児保育協議会常任理事)

きのの ゐのる
木野 稔

(全国認定こども園連絡協議会会長)

とまき ひじり
戸巻 聖

(全国児童養護施設協議会副会長)

のりたけ なおみ
則武 直美

(箕面市教育委員会教育長)

ふじさこ ゐのる
藤迫 稔

(家庭的保育全国連絡協議会理事長)

みずしま まさこ
水嶋 昌子

(日本医師会常任理事)

わたなべ こうじ
渡辺 弘司

◎印：会長、○印：会長代理

(50音順、敬称略)
令和4年8月9日時点

認定こども園に関する状況について（令和 4 年 4 月 1 日現在）（速報値）

（括弧内は令和3年4月1日時点の数）

1. 園数

（1）公立・私立別園数

（園）

公私の別	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
公立	914 (858)	96 (88)	401 (377)	2 (2)	1,413 (1,325)
私立	5,557 (5,235)	1,211 (1,158)	946 (787)	82 (80)	7,796 (7,260)
合計	6,471 (6,093)	1,307 (1,246)	1,347 (1,164)	84 (82)	9,209 (8,585)

※認定こども園へ移行した施設の内訳は、幼稚園161か所、認可保育所436か所、その他の保育施設10か所、認定こども園として新規開園したものが53か所となっている。複数の施設が合併して1つの認定こども園になった場合等があるため、移行数と増加数は一致しない。

※都道府県別の内訳は別紙参照

（2）設置者別園数

（園）

設置主体		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
公立		914 (858)	96 (88)	401 (377)	2 (2)	1,413 (1,325)
私立	社会福祉法人	3,715 (3,485)	2 (0)	766 (644)	3 (3)	4,486 (4,132)
	学校法人	1,837 (1,745)	1,188 (1,139)	24 (22)	2 (1)	3,051 (2,907)
	宗教法人	1 (1)	8 (7)	26 (23)	3 (3)	38 (34)
	営利法人	0 (0)	0 (0)	78 (55)	42 (41)	120 (96)
	その他法人	2 (2)	0 (0)	45 (37)	28 (28)	75 (67)
	個人	2 (2)	13 (12)	7 (6)	4 (4)	26 (24)
	（私立計）	5,557 (5,235)	1,211 (1,158)	946 (787)	82 (80)	7,796 (7,260)
合計		6,471 (6,093)	1,307 (1,246)	1,347 (1,164)	84 (82)	9,209 (8,585)

※その他法人はNPO法人、公益法人、協同組合等

<参考> 認定こども園数の推移（各年4月1日時点）

（園）

年度	認定こども園数	（公私の内訳）		（類型別の内訳）			
		公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
平成23年	762	149	613	406	225	100	31
平成24年	909	181	728	486	272	121	30
平成25年	1,099	220	879	595	316	155	33
平成26年	1,360	252	1,108	720	411	189	40
平成27年	2,836	554	2,282	1,930	525	328	53
平成28年	4,001	703	3,298	2,785	682	474	60
平成29年	5,081	852	4,229	3,618	807	592	64
平成30年	6,160	1,006	5,154	4,409	966	720	65
平成31年	7,208	1,138	6,070	5,137	1,104	897	70
令和2年	8,016	1,272	6,744	5,688	1,200	1,053	75
令和3年	8,585	1,325	7,260	6,093	1,246	1,164	82
令和4年	9,209	1,413	7,796	6,471	1,307	1,347	84

2. 支給認定別・年齢別在籍園児数

（1）支給認定別在籍園児数

（人）

類型	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども	合計
幼保連携型	198,401 (199,198)	385,098 (367,968)	228,208 (219,263)	811,707 (786,429)
幼稚園型	104,097 (106,716)	45,938 (43,277)	12,436 (11,586)	162,471 (161,579)
保育所型	11,635 (10,443)	70,699 (62,547)	43,685 (37,452)	126,019 (110,442)
地方裁量型	1,423 (1,306)	2,408 (2,418)	1,249 (1,326)	5,080 (5,050)
合計	315,556 (317,663)	504,143 (476,210)	285,578 (269,627)	1,105,277 (1,063,500)

（2）年齢別在籍園児数

（人）

類型	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
幼保連携型	28,299 (27,094)	91,242 (86,851)	108,667 (105,318)	186,300 (181,575)	195,837 (189,475)	201,362 (196,116)	811,707 (786,429)
幼稚園型	710 (647)	4,540 (4,214)	7,186 (6,725)	46,319 (46,680)	50,454 (50,349)	53,262 (52,964)	162,471 (161,579)
保育所型	5,754 (4,816)	17,327 (14,754)	20,604 (17,882)	26,756 (24,047)	27,786 (24,426)	27,792 (24,517)	126,019 (110,442)
地方裁量型	158 (172)	458 (486)	633 (668)	1,293 (1,197)	1,263 (1,233)	1,275 (1,294)	5,080 (5,050)
合計	34,921 (32,729)	113,567 (106,305)	137,090 (130,593)	260,668 (253,499)	275,340 (265,483)	283,691 (274,891)	1,105,277 (1,063,500)

問い合わせ先
内閣府子ども・子育て本部（認定こども園担当）
TEL：03-5253-2111（内線38446）

認定こども園の数(令和3年4月1日現在)

(別紙)都道府県別の認定こども園数

都道府県	幼保連携型			幼稚園型			保育所型			地方裁量型			計			前年
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	総計	
北海道	20	277	297	5	82	87	34	133	167	0	6	6	59	498	557	493
青森県	1	239	240	0	27	27	3	34	37	0	0	0	4	300	304	299
岩手県	13	105	118	1	10	11	9	1	10	0	0	0	23	116	139	130
宮城県	7	92	99	0	17	17	2	29	31	1	1	1	10	139	149	105
秋田県	11	73	84	0	15	15	4	8	12	0	1	1	15	97	112	107
山形県	4	73	77	0	26	26	3	14	17	0	0	0	7	113	120	109
福島県	30	76	106	0	12	12	3	1	4	0	0	0	33	89	122	116
茨城県	21	148	169	5	57	62	3	17	20	0	0	0	29	222	251	239
栃木県	3	119	122	0	23	23	2	6	8	0	2	2	5	150	155	150
群馬県	5	196	201	9	35	44	2	6	8	0	7	7	16	244	260	250
埼玉県	2	119	121	0	31	31	0	7	7	0	2	2	2	159	161	147
千葉県	34	90	124	12	72	84	9	12	21	0	7	7	55	181	236	216
東京都	9	36	45	3	58	61	18	35	53	0	8	8	30	137	167	162
神奈川県	12	133	145	0	91	91	0	11	11	0	3	3	12	238	250	230
新潟県	11	190	201	1	24	25	5	37	42	0	3	3	17	254	271	249
富山県	10	117	127	1	7	8	1	9	10	0	1	1	12	134	146	140
石川県	2	159	161	0	21	21	45	32	77	0	0	0	47	212	259	241
福井県	25	122	147	0	2	2	0	2	2	0	0	0	25	126	151	142
山梨県	1	58	59	1	16	17	4	16	20	0	1	1	6	91	97	85
長野県	7	39	46	1	16	17	41	10	51	0	7	7	49	72	121	94
岐阜県	28	51	79	0	6	6	30	25	55	0	0	0	58	82	140	138
静岡県	82	207	289	7	16	23	1	26	27	0	2	2	90	251	341	324
愛知県	26	207	233	1	8	9	35	24	59	0	1	1	62	240	302	288
三重県	16	52	68	0	1	1	11	2	13	0	0	0	27	55	82	69
滋賀県	38	75	113	11	4	15	6	6	12	0	1	1	55	86	141	130
京都府	20	105	125	0	7	7	4	11	15	0	0	0	24	123	147	142
大阪府	90	546	636	17	95	112	2	33	35	0	0	0	109	674	783	750
兵庫県	90	405	495	3	55	58	0	53	53	1	1	1	94	514	608	579
奈良県	43	47	90	4	5	9	0	2	2	0	0	0	47	54	101	91
和歌山県	6	44	50	1	3	4	17	8	25	0	0	0	24	55	79	74
鳥取県	17	24	41	0	4	4	4	5	9	0	1	1	21	34	55	50
島根県	2	19	21	6	2	8	14	22	36	0	2	2	22	45	67	64
岡山県	63	57	120	0	9	9	17	9	26	0	0	0	80	75	155	143
広島県	6	158	164	0	15	15	19	31	50	0	0	0	25	204	229	215
山口県	14	17	31	0	42	42	1	0	1	0	0	0	15	59	74	72
徳島県	18	42	60	0	1	1	17	2	19	0	0	0	35	45	80	73
香川県	41	42	83	3	10	13	4	1	5	0	3	3	48	56	104	96
愛媛県	15	42	57	1	20	21	9	19	28	0	6	6	25	87	112	108
高知県	9	9	18	0	14	14	0	5	5	0	2	2	9	30	39	37
福岡県	3	63	66	0	72	72	1	54	55	0	11	11	4	200	204	177
佐賀県	1	78	79	0	13	13	0	18	18	0	0	0	1	109	110	96
長崎県	6	103	109	1	35	36	2	34	36	0	0	0	9	172	181	172
熊本県	1	130	131	0	38	38	0	10	10	0	0	0	1	178	179	170
大分県	6	104	110	0	26	26	10	27	37	0	0	0	16	157	173	168
宮崎県	0	139	139	0	42	42	3	29	32	0	1	1	3	211	214	213
鹿児島県	2	232	234	1	18	19	5	26	31	0	2	2	8	278	286	274
沖縄県	43	98	141	1	8	9	1	44	45	0	0	0	45	150	195	168
合計	914	5,557	6,471	96	1,211	1,307	401	946	1,347	2	82	84	1,413	7,796	9,209	8,585

委員提出資料

目 次

- 奥山 千鶴子 委員提出資料 . . . P. 1
- 駒崎 弘樹 委員提出資料 . . . P. 3
- 月本 喜久 委員提出資料 . . . P. 9
- 三日月 大造 委員提出資料 . . . P. 11
- 水谷 豊三 委員提出資料 . . . P. 13
- 宮田 裕司 委員提出資料 . . . P. 18
- 戸巻 聖 専門委員提出資料 . . . P. 19

子ども・子育て会議（第62回）への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
認定 NPO 法人びーのびーの
奥山千鶴子

1. 妊娠期からの切れ目ない支援の体制整備について

資料1の令和5年度こども家庭庁関連予算概算要求（P10）にも書かれておりますが、安心して出産・育児を行っていくためには、妊娠期から切れ目ない支援の体制整備が必要です。コロナ禍により、里帰り出産や遠方の親族の手伝いが難しく、むしろ各自治体での支援体制をこの機に見直しする等の体制整備が必要です。

①保健分野、福祉分野、子育て支援分野の連携強化

各地で連携が難しいという声が聞こえてきます。子どもや子育て家庭を中心に行政の部局を越えた連携が必要です。こども家庭庁の発足により連携促進の司令塔の役割を果たすことを期待します。

②地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業基本型（子育て Co 等）と子育て世代包括支援センターの母子保健型（母子 Co）の連携強化

妊娠7～8か月頃の両親学級の開催、妊娠8か月頃の出産前の地域子育て支援拠点での集い、出産前教室の共催、産前産後の支援サービスの紹介等、連携して切れ目なく実施していくことが必要です。

③産前産後ヘルパー事業の全国展開

産後ケア事業は、利用調整があるために自分が利用対象者かどうかわかりにくい、申請しにくいという声があります。誰でもが活用できる子育て家庭への産前産後ヘルパー制度の充実が必要と考えます。本事業については、必要性に鑑み市町村独自事業としている自治体があります。国庫補助としては、多胎児家庭、養育支援家庭、ヤングケアラーへの家事支援訪問等がありますが、妊娠期から家事・育児支援を実施できる産前産後ヘルパーは、家庭に初めてアウトリーチできる貴重な事業でもあり、国の支援が必要だと思います。私どもも横浜市にて事業者登録をして活動していますが、小学生がいる30～40代の女性が2時間という単位で活動するために働きやすいということでヘルパーの担い手となっています。

2. 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援

この文言の通り、**年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援**に期待しています。資料の9ページのイメージ図について、乳幼児期の支援にファミリー・サポート・センター事業が掲載されていますが、概ね学齢期までを対象としながらも、小学校6年生までという自治体が多いと思います。また、13事業のひとつである利用者支援事業も妊娠期から学齢期（18歳まで）までが対象となっておりますので、年齢区分については記載の工夫をお願いいたします。

こども家庭庁の主要事項の第4である「成育環境にかかわらずだれ一人取り残すことなく健やかな成長を保障する」施策のひとつとして、新規事業として「未就園児家庭への伴走型支援」が記載されています。就園前の支援について20年以上取り組んできた地域子育て支援拠点は、全国に7800か所以上あり、この分野の開拓者であります。また2015年の新制度発足とともに事業化された利用者支援事業は、子育て家庭が教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に活用できるよう、地域支援の開拓・育成も含めた地域連携・連絡調整を行う事業であり、「未就園児家庭への伴走型支援」に取り組んできた経緯があります。

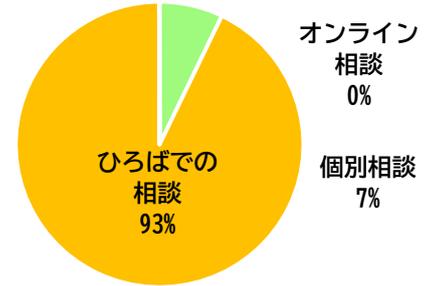
参考までに認定 NPO 法人びーのびーのが取り組んでいる地域子育て支援拠点の相談と、利用者支援事業の相談概要を紹介します。

①地域子育て支援拠点どろっぶサテライト（令和3年度実績）

地域子育て支援拠点内の年間相談件数（年間 244 日開設）

- ・個別相談（個室等） 384 件
- ・ひろば内でのフローア相談 4,995 件
- ・オンライン相談 3 件 合計 5,383 件

地域子育て支援拠点内の相談



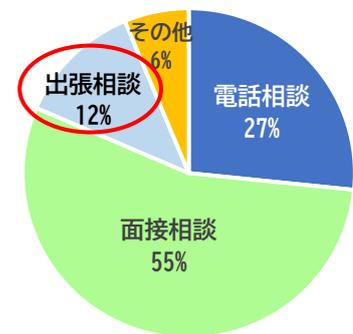
②地域子育て支援拠点どろっぶサテライト（令和3年度実績）

利用者支援事業の年間相談件数

- ・電話相談 148 件
- ・面接相談 305 件
- ・出張相談 68 件
- ・その他 35 件 合計 556 件

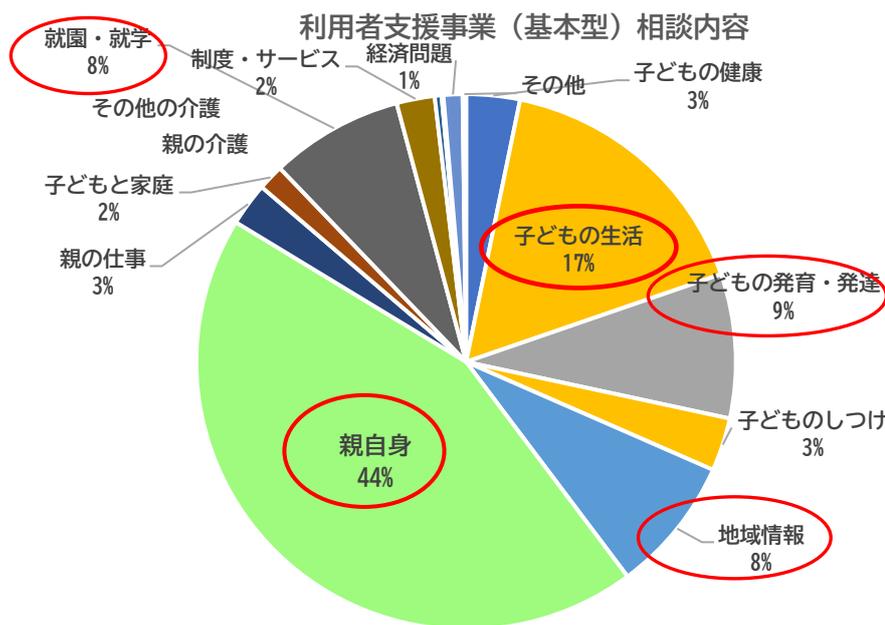
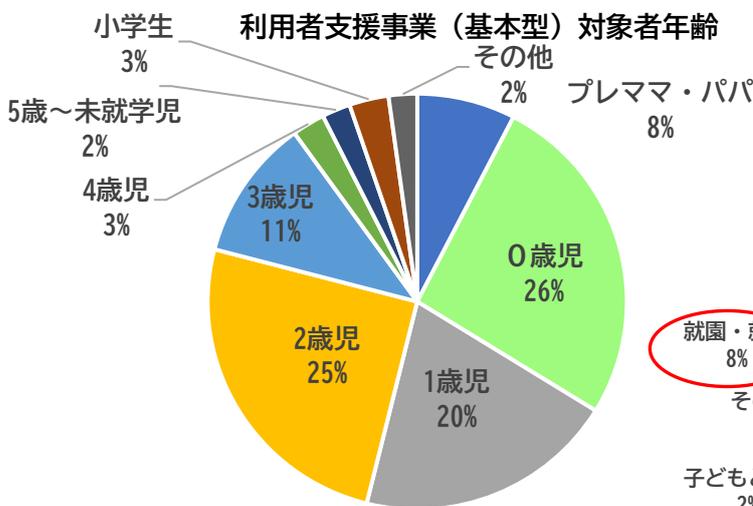
*利用者支援事業は、出張相談が可能

利用者支援事業（基本型）相談方法



利用者支援事業の対象者年齢

- ・プレママ・パパ 8%
- ・0～2 歳児 71%
- ・3～5 歳児 16%
- ・小学生 3%



相談内容

1. 親自身 44%
2. 子どもの生活 17%
3. 子どもの発達・発達 9%
4. 地域情報 8%
4. 就園・就学 8%

2022年10月4日

子ども・子育て会議 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事
全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長
認定NPO法人フローレンス 会長
医療法人社団ペルル 理事長
駒崎弘樹

意見書

◎通園バスへの「置き去り防止装置」の導入・運用コストを全額公費負担にしてください

通園バスへの「置き去り防止装置」の設置を義務化していただき、ありがとうございます。しかし、導入・運用にかかる費用が事業者負担となる場合、園運営を圧迫し、導入が遅れる恐れがあります。

通園バス置き去り事故の再発を防ぐため、以下の3点を要望いたします。

1. 「置き去り防止装置」導入・運用にかかるコストを全額公費負担としてください

国として、安全管理のために有効と考える装置を決め、その装置の導入及び運用にかかるコストを全額公費負担していただきたいです。また、1施設あたりではなく、バス1台あたりで計算した補助額にしていただきたいです。全額公費負担がなければ、たださえ経済的に厳しい園運営を圧迫することになり、導入が進みません。

2. 現状非常に支援の薄い通園バス運行への公的支援を強化してください

そもそも、通園バスの運行は園にとっては大きな負担であるにも関わらず、公的支援はわずかしかなりません。このことが、少ない人数でとり回さなければならず、事故のリスクを上げてしまう遠因となっています。通園バス運行への公的支援を強化してください。

3. 障害児用施設も対象にしてください

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部だけではなく、障害児用施設（障害児通所施設、特別支援学校等）も対象にしてください。自分で判断したり、身動きをすることが困難な障害児の置き去りも発生しえます。

◎企業主導型保育の障害児加算を充実させてください

- 2021年9月に医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児の受け入れが責務になりました。

- しかしながら、ある県に設置された医療的ケア児支援センターによると、相談のほとんどは就園に関するものであり、保育園の就園は大きな課題となっています。
- 一方、内閣府の「企業主導型保育事業を行う施設における医療的ケアの必要な児童の預かり実態について」によると
 - 医療的ケア児の入所相談を受けたことがあると回答した企業主導型保育施設のうち、実際に医療的ケア児を「受け入れたことがある」と回答したのは20.4%にとどまっています。
 - 医療的ケア児の受入れにあたり課題と感じる点として、以下が挙げられています。
 - 「医療的ケア児や医療的ケアについての基礎知識がない」(66.3%)
 - 「事故発生時等のリスクへの対応」(60.1%)
 - 「医療的ケアへの対応が困難であるため、保育従事者のマンパワーが不足する」(57.5%)
 - 「看護師等の確保が難しい」(56.4%)
 - 「受け入れ体制を整備するための資金が不足している」(41.0%)
- 看護師を加配できれば、上記に挙げた課題は改善が期待できます。
- 認可保育所では、保育所が2人以上の看護師を配置する際の補助金が年1058万円となっています。
- 企業主導型保育にも同等の補助金の導入をお願いします。
- また、企業主導型の現行の障害児加算の仕組みでは「障害児2人」に対する職員配置への加算となっていて、障害児1名をお預かりしている場合は加算認定されません。
- 1名でも加算認定されるように変更をお願いします。

◎居宅訪問型保育事業に「障害児対応加算」を新設してください



- 現状、居宅訪問型保育事業には障害児対応加算はなく、健常児でも障害児でも対象者による保育料の違いがありません（施設連携加算として、健常児より障害児の方が18,090円（217,080円／年）高く支給されます）。
- しかし、障害児保育では、急変が起こるなど安全体制の確保が何よりも重要であり、普段からの巡回やアドバイス体制（保育リーダー／巡回訪問費など）、保育とは異なる看護や療育の専門性（保育アドバイザー／看護アドバイザーなど）、医療従事者ではない保育スタッフの初期研修（1-2ヶ月間）や継続育成、が必要です。
- また、障害児においては担任交代も容易ではなく、真の意味で保育者と児の「1対1保育」となる。集団保育同様に複数の保育者が関わり、複数の視点が入ることは障害児においても大事であることから、担任一人が児二人をみることで、実質担任2人で一人を見れる複数担任体制に現在移行しています。しかし、複数担任体制を実施するにあたり、安全の観点で、「担任同士の情報共有や保育方針の議論」の時間が必要であり、更に人員工数が必要となっています。
- 千葉県や神奈川県、狛江市、三鷹市などの事業者や自治体からも「居宅保育事業実施の相談」が来たものの、財務上事業が成り立たず参入できず断念している状況です。フローレンスでは、訪問看護と組み合わせたり、寄付を募ることで、会社として事業を成り立たせています。しかし、居宅保育事業と訪問看護事業のみでは大きく赤字（約3500万）¹の状況であり、撤退検討が必要になっています。

¹ 内閣府HP 令和元年12月10日 第50回子ども子育て会議配付資料 参考資料2より

- 全国の医療的ケア児は約1.9万人²いるとされ、そのうち未就学児は0.52万人いると推定³されます。 更に医療的ケア児数は医療の発達に伴い年間約750人のペースで増加⁴しており、今後も医療的ケア児の保育ニーズも高まっていくと考えられます。
- 全国の集団保育園での受け入れも順次進んでいますが、居宅訪問型保育は【集団園へ入園可能なラインまでの児の成長支援／集団への移行支援機能】も担っています（事業開始から約6年間で、①96名のお預かり、②現在も32名が利用中、③約半数の39名を通常の集団保育園に転園させてきた実績があります）。
- 2021年9月に施行された「医療的ケア児支援法」においては、医療的ケア児を育てる家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長と家族の離職防止を目指すことが国や地方自治体の責務となります。障害福祉分野では施行に伴う検討や改定が進んでいますが、保育分野ではまだまだといえる状況です。
- 居宅訪問型保育事業の公定価格の見直しとともに、障害児加算の検討を行い、医療的ケア児の保育や保護者の就労の道を守ってください。

◎入院中の医療的ケア児にも居宅訪問型保育事業を提供できるようにしてください

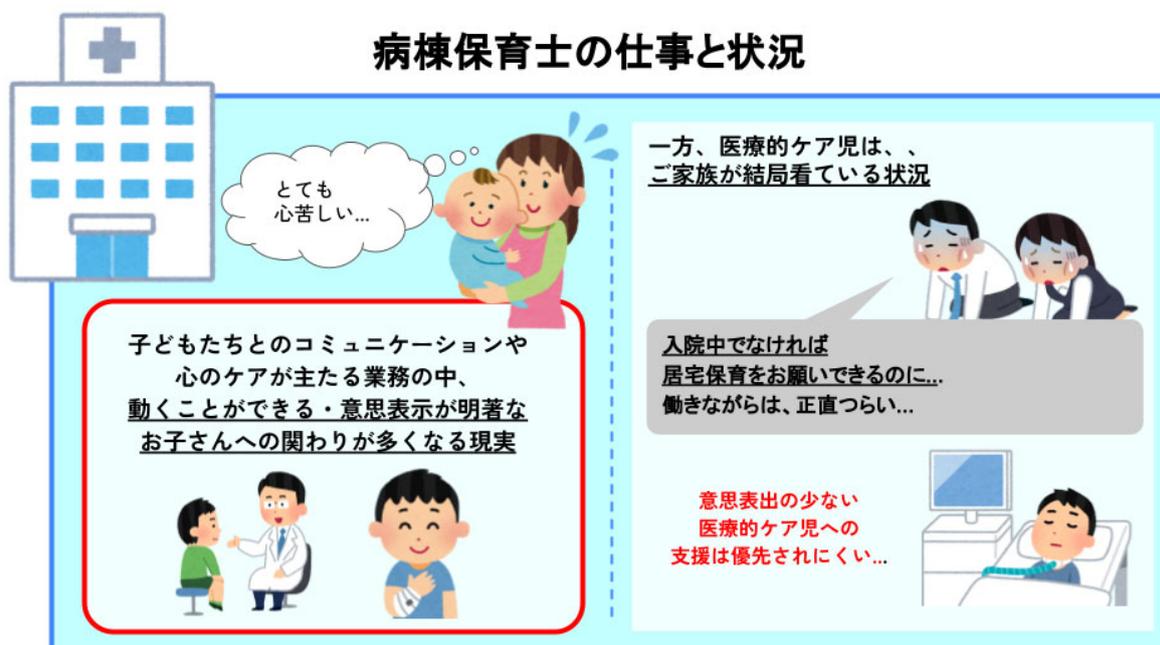
- 医療的ケア児はNICU退院後も、重篤な基礎疾患やそれに起因する合併症のため突発の入院や、その他治療や評価、親御さんのレスパイトのための計画的入院、などのため頻回に再入院を要します。
- 居宅訪問型保育を利用している医療的ケア児は、自宅において毎日の保育者との交流を通して、生活リズムを形成したり、遊びを通じて五感の発達を促進したり、言語以外の方法によるコミュニケーションを育むなど、児の健やかな心身を育むための時間を取ることができます。
- しかし頻回な入院中は、ベッドで過ごす時間が長く、身体が硬直しやすかったり、遊びの時間がなかなか取れない場合があります。そのため、手先や身体を動かしたり、五感を活用する支援も含まれる保育は入院中のお子さんにとっては重要です。

² 厚生労働省社会・援護局、令和元年10月1日発表資料「医療的ケア児に関する施策について」より

³ 児童に占める未就学児の割合を27.5%とし、年代別ごとの医療的ケア児比率に差がないとした場合。総務省統計局「人口推計（2018年（平成30年）10月1日現在）結果の要約 参考表1：年齢（5歳階級）別人口—総人口，日本人人口（各月1日現在）」および「統計トピックスNo.109 我が国のこどもの数 —「こどもの日」にちなんで— 表2：男女、年齢3歳階級別こどもの数」より

⁴ 厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）分担研究報告書 平成30年度医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究 分担研究課題（1-2）：「医療的ケア児数の年次推移」図2より

- しかし、院内保育士等の支援者が不足しているあるいは配置できていない病院も多く⁵、5日～2週間といった短中期の入院をするお子さんは上記のような機会を入院中に得ることが難しいです。これは病院の支援者も大変心を痛めているところだとよく伺います。こういった状況の中で、居宅保育事業の活躍が期待されています。



- 平時に居宅で計画的に保育を提供していても、入院期間に支援が途切れてしまい、お子さんの継続的な発達・成長支援が出来ないという状況があります。
- その理由は、居宅訪問型保育における「居宅」が「自宅」とのみ現行解釈されてしまうためです。
- しかし例えば、障害福祉の分野にはなりますが、介護における「居宅サービス」では「短期入所療養介護」もそのサービスに含まれます。サービス受給者が生活する空間のことを「居宅」と指していることがわかります（介護保険法 第8条）。
- 継続した保育を提供するために、居宅訪問型保育における「居宅」には、児の自宅だけではなく、突発や計画的な入院先の病院や、短期入所施設（ショートステイ）など、児が短中期的に生活する空間等も含むといった通知をQ&Aなどで出して下さい。（実施にあたっては、入院先の病院等と実施可否や方法については十分に協議することとする）
- 特別支援学校の病院内訪問のように、入院中でも居宅訪問型保育の対面あるいはオンライン支援を提供できるようになることで、児の健全な発達を一貫して提供することが可能です。

⁵ 石井悠ほか（2019）．「全国の病棟保育に関する実態と課題 第1報」『小児保健研究』，78巻，第5号，460-467



実現するとどうなるか

①医療的ケア児本人

- ・入院時に保育が提供されずに、発達が後退する（身体硬直など含め）ことを防ぐことが可能。入院中もできることが増えていく。
- ・通所型施設を利用していたお子さんも、入院により支援が途切れる現状があります。

②医療的ケア児家族

- ・レスパイト入院中もしっかりと休むことができる。
- ・自身の急な病気などにも安心して対応できるようになる。

③入院先の病院関係者

- ・保育やケアが十分に行えないことについて心を痛める必要がなくなる。
- ・普段ケアを行っている看護師等と、更に連携してよりよい支援が提供できる。

④居宅訪問型保育事業を行う事業者

- ・自宅・入院先含め、一貫した支援を継続して行うことができる。
- ・中長期入院による、児の退園などを防ぐことができ、運営が安定する。



関係者全員が幸せになります！



第62回子ども子育て会議意見書

全日本私立幼稚園PTA連合会
会長 月本 喜久

1. 保育所以外の幼稚園等でも「多様な保育の充実」やその他の子育て支援の充実を促進できる予算化をお願いします。

子ども家庭庁の令和5年予算概算要求のポンチ絵を見ると、「多様な保育の充実」を図るための方策として、「保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施する」との記載があります。

私ども全日私幼PTA連合会の会員の多くが3歳未満の子どもを家庭で養育しています。『自らの選択で園を決めて幼児教育を受けさせたい、親子ともスムーズに就園につなげたい』といった思いから幼稚園の入園を待っています。

幸いにも全日私幼の加盟園では充実した子育て支援が実施されています。「未就園児の保育（定期的な保育）」も充実しています。また、子育て相談（カウンセラー等の外部導入も含む）、園庭・園舎の解放、子育てサークル等支援、子育て情報提供、子育て講座、父親に重点をおいた保育参加等も充実しています。

未就園児を家庭において保育されている各家庭の背景は多様で、育児の不安やストレスの解消は、施設での一時保育だけでは解決できないものもあります。それは、親同士の繋がりがりです。特にコロナ禍で孤立した親同士の繋がりがりも強く望まれています。この事情を解決するための子育て支援も大変重要です。

しかし残念ながら、例えば文部科学省の調査（図1）では、私立幼稚園等が子育て支援の活動を実施するにあたっては、地域差はあるものの、子育て支援を実施する人材が確保できず一部の先生方の負担になっている、経費の確保が困難であるなどの理由から十分に取り組むことが難しい園があることもわかっています。

未就園児やその家庭の支援に積極的に取り組める施設が増えるよう。保育所だけでなく同様の取り組みを実施する幼稚園も支援対象にさせていただくよう、お願いします。

2. 父親向けの両親教育の充実をお願いします。

父親が積極的に子育てに関われるよう、今月から男性の新たな育児休業制度がスタートしました。

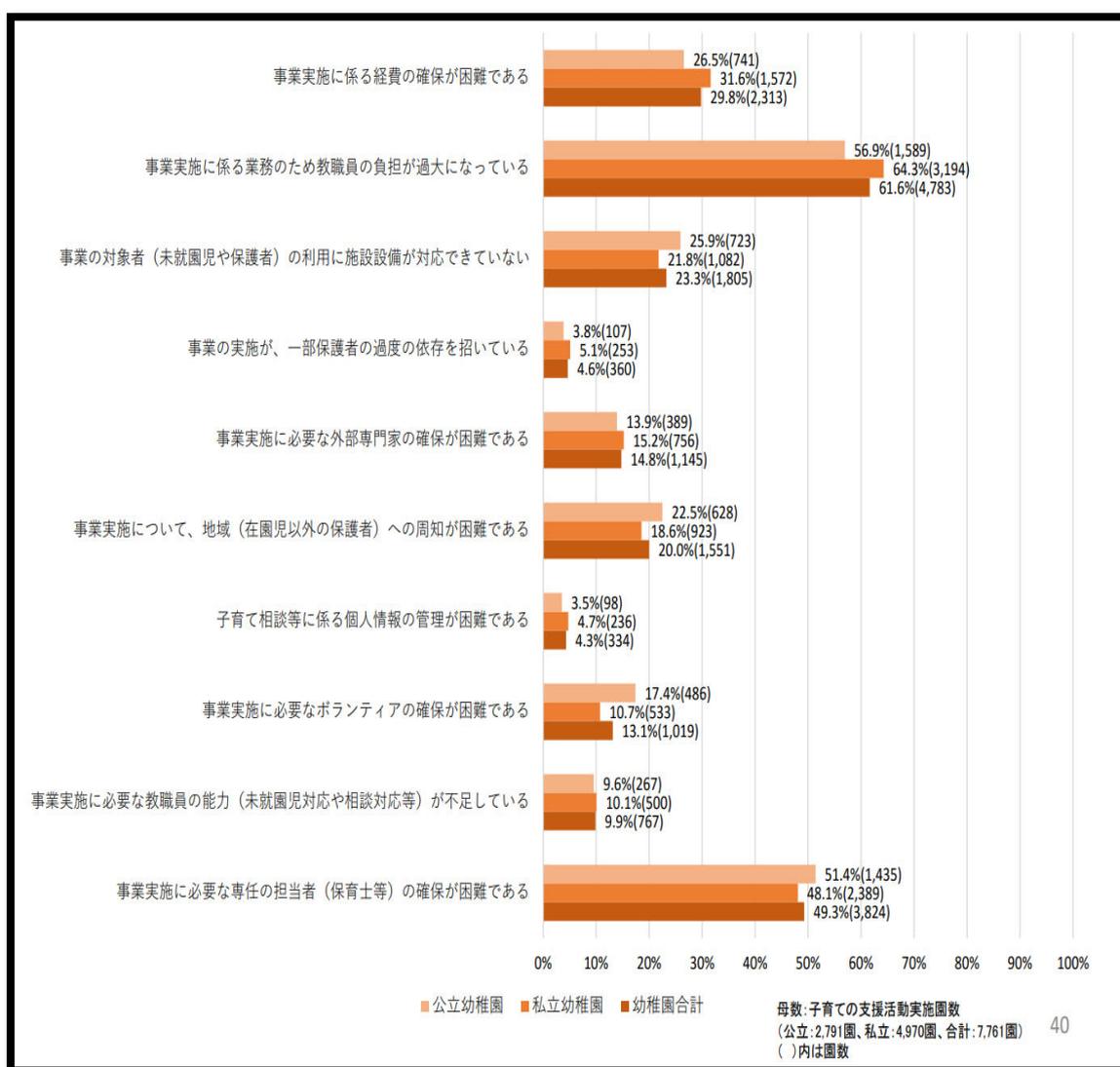
他方で、残念ながら育児休業制度を取得した父親の在り方について母親たちの不満を呼んでいるケースもあります。家にいるだけでどのように育児参加したらよいのか判らずかえって、母親の負担になっている実情があります。

現在まずは男性が育児休業取得できるよう取り組んでいただいているところかと思いますが、併せて育児休業を取得した男性が、どのように育児に参画できるかといった、内容面でのサポートも充実させていく必要があります。父親を対象とした両親教育についても子育て支援の一つのメニューとして、支援いただくようお願いいたします。

(参考)

図1 (出典) 文部科学省「令和元年 幼児教育実態調査」

11. 幼稚園における子育ての支援活動実施状況 (5) 実施上の課題 (複数回答可)



第62回 子ども・子育て会議 意見書

滋賀県知事 三日月 大造

1 保育の充実

- 本県の待機児童は2年連続減少したものの、待機児童率は全国3位で、引き続き対策の強化が必要な状況となっている。そのため、保育士にとって働きやすい職場環境づくりに取り組むなど、特に保育人材の確保に力を入れており、保育士等が将来に希望を持ち、継続して働き続けられるよう、更なる処遇の改善を検討いただきたい。
- また、少子化の進行により、人口減少地域における保育の提供が課題となる中、全国の主要都市では約7割の保育等施設が定員に満たない状況と伺っており、本県においても、66.7%の施設が定員を満たしておらず、県内市町や保育関係団体から、将来の施設運営を不安視する声を聴いている。
- こうした状況を踏まえ、利用児童が減少している施設の運営に支障が生じない公定価格等の設定や、保育施設の多機能化を図るための公立園も含めた整備費用等への支援をお願いしたい。
- 併せて、地域の貴重な資源である保育等施設の活用という観点から、保育所と児童発達支援との一体的な支援や、保育士による巡回支援事業など、地域のニーズに応じた施設や人材の有効活用に向けた支援をお願いしたい。

2 保育所等における児童の安全確保

- 保育所等における児童の安全確保については、そのための計画策定の義務化に加え、今般の通園バス事故を受け、再発防止策として安全装置設置の義務化とそのため
の支援措置について検討が進められているところ。
- 地方公共団体としては、速やかに安全対策を講じるべきと考えており、10月中旬に

示されることとなっている緊急対応策について出来る限り早期に示されるとともに、必要な財源を確保されたい。

- また、県内の保育所等からは、現在の職員配置では園児の安全を十分に確保できないとの声を聴いており、「質の向上」として事項要求が行われている1歳児および4・5歳児の職員配置の見直しについて、早急に実現されたい。

3 子どもの意見表明等支援

- 児童相談所等における子どもの意見表明等支援については、国において、令和4年度中に意見表明等支援員への研修プログラムの調査研究が行われ、この調査研究報告書をもとに、令和5年度早々にガイドライン等が示されるものと伺っている。
- しかしながら、本取組を令和6年4月から開始するためには、必要な人材を確保し、養成するなど、その準備に向けた取組を速やかに進める必要があることから、業務内容や資格要件、対象となる児童の範囲等の基本的な内容について、早急に示していただきたい。

意見書

全日本私立幼稚園連合会
政策委員長 水谷 豊三

- ◆資料1の幼保小の架け橋プログラム事業について、幼保小接続期の教育の質の向上は幼稚園だけでなく保育所や認定こども園においても重要な課題です。
施設類型にかかわらず、すべての施設において取組が進められるように予算の充実を図っていただきますよう、お願いします。
また、市町村教育委員会や施設への取組の周知にあたっては、自治体・施設間による格差がないよう、十分な配慮をお願いします。
- ◆資料1の認定こども園向けの施設整備費の一元化は、事務の効率化等の観点から大変ありがたいことです。他方で、実際に交付する際には、設置主体の法人類型等の違いにより補助金が受けられないといった縦割りの執行とならないよう、ご支援をお願いします。
- ◆資料3の待機児童数は今や3,000人を下回り、待機児童がいない自治体も増えています。このような状況の中で、今年度で7万人以上の保育の受け皿を拡大するのは、必要数に比べて過剰ではないかと感じます。
なぜこれだけの拡大が必要なのか、またどのような施策により拡大する予定なのかについて、お聞かせください。

令和3年に全日本私立幼稚園連合会が実施した私立幼稚園を対象とする調査において、

- ・在園児の約4分の1(23.8%)が新2号児であること。**表1**
- ・預かり保育提供時間は平均して5時間20分であり、教育課程時間も合わせるとか開園時間は平均して10時間20分であること。**表3**
- ・預かり保育4時間未満の利用者のうち4割(43.1%)が就労を理由とすること、がわかっています。**表2**

また、令和元年の文部科学省の調査結果によると、97%の私立幼稚園が預かり保育を行っており**表4**、そのうち70%以上の園において未就園児の保育を実施しています。**表5**

これらの調査結果は幼稚園が多様な就労形態に対応しつつ、待機児童対策にも貢献していることを実証するものです。

既存の施設を有効に活用することで、施設の過剰な供給を妨げ、施設整備に必要な経費を抑制することも可能となります。

待機児童解消にあたっては、施設・人材・ノウハウなどの点から高い潜在能力をもつ幼稚園も十分に活用したうえで一体的に進めていただくよう、お願いします。

また、自治体により待機児童の状況も異なることから、各市町村に対しては、幼稚園など既存施設の活用も含めて、その地域の実態に応じた必要な待機児童施策を進めるよう丁寧な説明をお願いします。

さらに、本日、待機児童数や認定こども園の調査を説明いただきましたが、待機児童対策や3歳未満児の在宅乳幼児対策を検討するにあたっては、教育・保育にかかるすべての施設種別の在籍園児や定員・実員率などを網羅的に把握した上で進めていくことが合理的であると思われます。

今後も全体を俯瞰したうえで施策づくりをいただくよう、よろしくお願いします。

◆資料1の保育所の空き定員等を利用した定期的なモデル事業について、未就園児やその家庭の支援は育児の負担軽減、社会からの孤立化を防止する観点からも重要と考えています。

これまでも幼稚園においては、未就園児の保育や地域に開いた親子登園も含めて多様な子育ての支援活動を提供してまいりました。

事業の実施にあたっては、保育所に留まらず幼稚園も含めたすべての施設を対象として、未就園児を抱える家庭の支援を進めていただくよう、お願いします。

◆今までは施設の呼称として「保育所等」という表記が使用されている場合、「等」という文字に認定こども園、施設型給付幼稚園、私学助成幼稚園、小規模保育所などが含まれていると認識しています。こども家庭庁の創設にあわせて、例えば、「保育所・幼稚園・認定こども園等」といった、国民がイメージしやすい呼称および表記に統一することもご検討ください。

参 考 資 料

表 1 ~ 3 全日本私立幼稚園連合会 令和 3 年度実態調査

表 4 ~ 5 文部科学省令和元年度幼児教育実態調査

表 1 定員、実員（実員率）、新 2 号実員（新 2 号実員率）の最小、最大、平均

・ 在園児の 23.8% は新 2 号こども							
		定員	実員	実員率(%)	新 2 号実員	2 号率(%)	
平均(人)		239.5	167.7	71.3	39.6	23.8	
最小(人)		15	3	0.6	0	0.0	
	最大(人)	760	800	422	209	100.0	
・ 全類型(学法・個人・宗法) の定員平均は 239.4 人、 実員平均は 167.7 人、実員率平均は 71.3%、新 2 号実 員平均は 39.6 人、新 2 号実員率平均は 23.8% である							

表 2 預かり保育 4 時間未満の利用理由

特になし	109	
設定無し	10	
コロナのため	5	
料金設定（時間単価制）による	3	
出勤時間に合わせた早朝利用希望	127	6.4%
保護者・同居者通院・介護	371	
パート・勤務形態	725	36.7%
園児習い事まで	73	
弟妹世話・出産、子育て不安	36	
私用・急用・買い物・リフレッシュ	160	
兄弟学校行事/下校時刻/習い事/受験	322	
バス無理	4	

} 43.1%

安全な遊び場	31	
(件)	1,976	

表3 教育開始時刻/終了時刻/教育時間、開門時/閉門時刻/開園時間の平均

	教育			開園		
	開始時刻	終了時刻	教育時間	開門時刻	閉門時刻	開園時間
預かり保育実施あり	9:08	14:09	5:00	7:39	18:00	<u>10:20</u>
預かり保育実施無し	9:05	13:53	4:47	9:05	13:53	4:47

表4 幼稚園における預かり保育実施状況

● 令和元年度に、預かり保育を実施している幼稚園は全体の87.8%であった。(公立:70.5%、私立:96.9%)

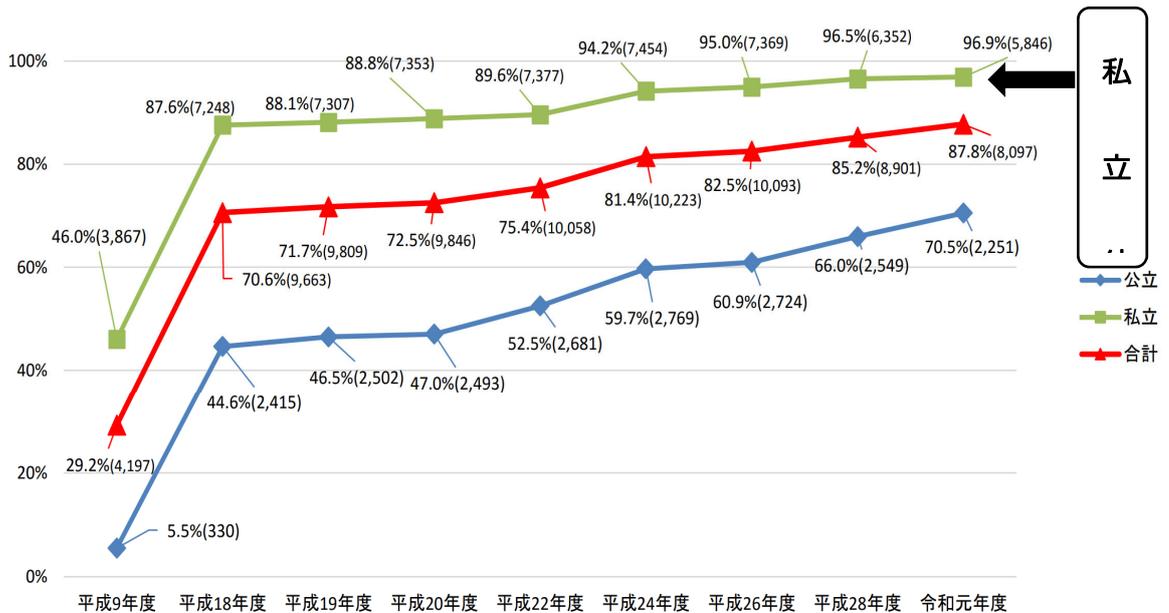
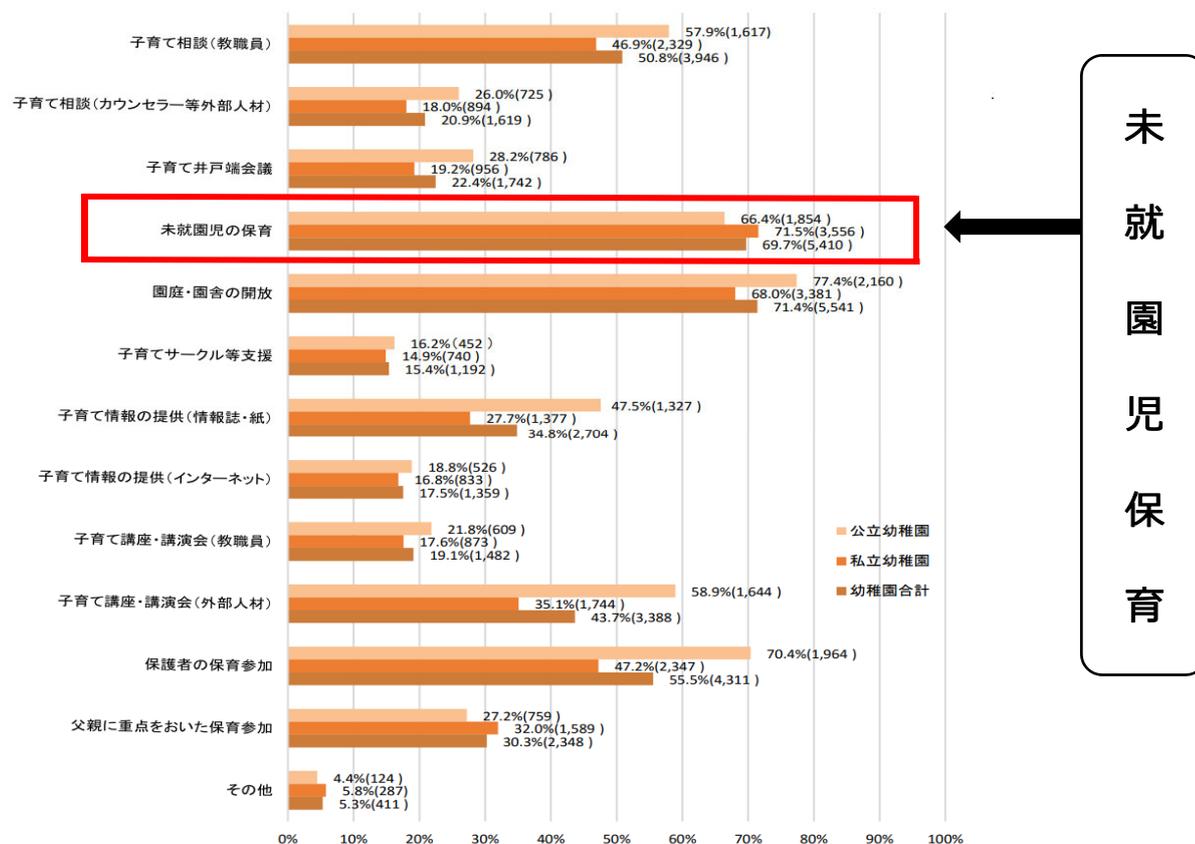


表5 私立幼稚園における子育て支援活動の内容別実施率



意見書

1. こどもの居場所づくり支援について

令和5年度予算において「こどもの居場所づくり支援モデル事業」の実施が検討されているが、認定こども園等、既存の施設においても本事業が推進できるようご配慮いただきたい。

また、園児減少により、保育室であった場所を児童発達支援事業や、地域子ども・子育て支援事業に使用することができるなど、少なくとも国や自治体が提示している支援事業を実施しようとする際には、施設等の用途制限・目的外使用を柔軟に緩和していただき、認定こども園等が地域のこどもの最善の利益に資する取り組みができるようご配慮いただきたい。

2. 子育て支援における未就園児の定期預かりモデル事業について

(株)日本総合研究所が2022年5月に行った未就園児を持つ保護者向けアンケート調査結果は、定期サービス未利用者の約56%が定期保育サービスを「利用したい」と回答している。特に低年齢のこどもを持つ家庭ほど利用ニーズが高い傾向が見られ、利用にあたり、希望する頻度と時間は、平均週1.8日、1回あたり平均4.5時間程度となっており、保護者ニーズが通常の定期保育サービスで受け入れるほどではない頻度・時間であることが調査結果から伺える。

子育て支援における未就園児の定期預かりモデル事業では、未就園児に対するアウトリーチによる支援も想定されていることから、地域の基幹施設である既存の認定こども園等を活用することで、施策の実効性が担保されると考えられる。

また、現行の一時預かり事業に上記の保護者ニーズに即したメニューを推進するなど、既存の一時預かり事業の活用を図ることも検討していただきたい。

3. 認定こども園向け補助金の一元化について

認定こども園に対する施設整備費の一元化を推進いただけることは大変ありがたい。しかし、特別支援教育における加配補助金は子どもの認定区分によって、財源、仕組み、単価が異なっている。こども家庭庁創設にあたり、こどもを分断せず、改めて整理をいただき、事務の輻輳や縦割りの問題の改善を図っていただきたい。

以上

意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会

会長 戸巻 聖

令和5年度の概算要求にあたり様々な事項要求を含め、予算の確保へご尽力をいただきありがとうございます。痛ましい事故に関して、子ども達を巡る環境としてハード面は基より、ソフト面である職員配置に関しても十分に検討して行くべき時期に来ていると考えます。つきましては、次の事項についてご検討いただけますよう、お願いいたします。

1、 市町村の財政体力や子育て施策方針に左右されない、すべての子どもが皆平等に教育・保育を受け、国の補助メニューや施策の恩恵を受けることができる体制の構築

国の補助メニューや施策等にて恩恵を受けることが出来るはずの子ども達が、地方自治体の財政状況や予算執行方針等により、平等に恩恵を受けることが出来ていない現状を鑑みていただきたい。

自治体の負担を減額や無しにすること等で、子ども達が安心安全な環境で生活する、質の高い十分な数の職員の中で生活する、などの子ども達を巡る環境が日本のどこにいても同じように提供されるようにご検討いただきたい。

2、 子ども家庭庁の創設にあわせ、子ども・子育てにおける「質の向上」にあてるべく0.3兆円のメニューについて

従前より、子ども・子育てにおいて、職員の処遇改善を+5%まで引き上げるほか、1歳児の職員配置の改善（6：1→5：1）、4・5歳児の職員配置の改善（30：1→25：1）等を実施することとして職員の処遇や配置に関する改善など「質の向上」をより促進するための予算としての0.3兆円のメニューについては、出来る限り迅速にそして確実に実施していただきたい。

特に職員の配置については、現場で子ども達と向き合う保育教諭が強く望んでいる肌感を大切にしてくださいと共に、昨今の子ども達を巡る安心安全の向上にも寄与することは明確であると考えます。